【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出日】 2023年6月28日

【事業年度】 第20期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

【会社名】 株式会社リミックスポイント

【英訳名】 Remixpoint,inc.

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番9号

【電話番号】 03 - 6303 - 0278

【事務連絡者氏名】 経営管理部シニアマネージャー 深 澤 裕 貴

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番9号

【電話番号】 03 - 6303 - 0278

【事務連絡者氏名】 経営管理部シニアマネージャー 深 澤 裕 貴

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

【企業の概況】 第1

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月		2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年 3 月
売上高	(百万円)	11,780	11,229	13,217	28,753	32,789
経常利益又は経常損失 ()	(百万円)	1,712	1,231	2,893	8,173	1,722
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主 に帰属する当期純損失 ()	(百万円)	1,812	5,173	2,974	6,913	3,267
包括利益	(百万円)	1,816	5,173	2,974	6,913	3,267
純資産額	(百万円)	8,221	3,870	4,322	14,114	16,826
総資産額	(百万円)	21,797	14,259	47,556	72,968	19,271
1株当たり純資産額	(円)	144.23	62.86	43.76	121.03	141.75
1株当たり当期純利益又 は1株当たり当期純損失 ()	(円)	31.81	88.66	36.86	64.05	27.32
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)			1	63.26	27.17
自己資本比率	(%)	37.7	26.8	9.0	19.3	87.3
自己資本利益率	(%)	19.8	85.9	73.3	75.2	21.1
株価収益率	(倍)			-	4.92	11.09
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	640	3,752	3,075	429	6,843
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	957	674	203	259	13,685
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	213	746	3,397	2,715	564
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	6,451	2,771	2,889	4,896	11,173
従業員数 (外、平均臨時雇用人員)	(名)	170 (22)	151 (1)	181	199 (8)	147 (2)

- (注)1.第16期、第17期及び第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式はあるものの、
 - 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 2 . 第16期、第17期及び第18期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

 - 3.従業員数欄の(外書)は臨時従業員である契約社員数であります。 4.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第19期の期首から適用しており、第19期以降に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっておりま す。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月		2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年 3 月
売上高	(百万円)	10,435	10,422	11,733	18,438	31,863
経常利益又は経常損失 ()	(百万円)	116	100	2,414	1,482	4,100
当期純利益又は 当期純損失()	(百万円)	61	4,011	2,467	1,218	4,090
資本金	(百万円)	3,696	4,085	5,808	7,180	7,877
発行済株式総数	(株)	57,057,200	60,917,600	98,254,000	116,530,700	122,717,800
純資産額	(百万円)	7,884	4,695	5,654	9,752	13,287
総資産額	(百万円)	8,785	5,361	9,237	11,441	14,727
1株当たり純資産額	(円)	138.32	76.41	57.31	83.57	111.93
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	(円)	()	()	- (-)	- (-)	2.00
1株当たり当期純利益又 は当期純損失()	(円)	1.07	68.75	30.58	11.28	34.21
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	(円)	1.07	-	-	11.14	34.02
自己資本比率	(%)	89.7	86.7	60.9	85.1	90.2
自己資本利益率	(%)	0.8	64.0	48.0	15.9	35.6
株価収益率	(倍)	283.18	1	1	27.93	8.86
配当性向	(%)	-	-	-	-	5.8
従業員数 (外、平均臨時雇用人員)	(名)	78 (5)	95 ()	128 (3)	154 (8)	147 (2)
株主総利回り (比較指標:TOPIX)	(%) (%)	34.7 (92.7)	10.4 (81.7)	23.5 (113.8)	36.0 (113.4)	34.9 (116.7)
最高株価	(円)	1,843	505	269	491	740
最低株価	(円)	292	79	68	128	206

- (注)1.第17期及び第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式はあるものの、1株当た り当期純損失であるため記載しておりません。
 - 2 . 第17期及び第18期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。第16期及び第19期の配当性向については、無配のため記載しておりません。 3 . 従業員数欄の(外書)は臨時従業員である契約社員数であります。

 - 4.最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
 - 5.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第19期の期首から適用してお り、第19期以降に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっておりま す。

2 【沿革】

年月	事項
2004年3月	業務用アプリケーション・ソフトウェアの開発を目的に、東京都港区西麻布において当社を設立
5月	本社を東京都港区元赤坂一丁目に移転
2006年12月	東京証券取引所マザーズ市場へ上場
2007年4月	本社を東京都千代田区二番町に移転
2009年3月	本社を東京都中央区日本橋箱崎町に移転
2011年2月	本社を東京都中央区日本橋蛎殻町に移転
2013年12月	省エネコンサルティング事業として、エネルギー管理システム「ENeSYS(エネシス)」の販売を開 始
2014年 7 月	本社を東京都目黒区東山に移転
10月	電力売買事業開始
12月	中古車売買事業開始
2015年12月	小売電気事業者として登録
2016年 2 月	高圧需要家への電気小売供給を開始
3月	金融関連事業として仮想通貨交換業を主な事業目的とする株式会社ビットポイント(現 株式会 社ビットポイントジャパン)を設立
8月	旅行関連事業としてホテル事業開発を主な事業目的とする株式会社ジャービス(現連結子会社) を設立
2017年8月	東京証券取引所(市場第二部)へ上場市場変更
9月	株式会社ビットポイントジャパンが仮想通貨交換業者(現 暗号資産交換業者)として登録
2018年 1 月	本社を東京都港区六本木に移転
3月	低圧需要家向け電気小売供給サービス「リミックスでんき」を開始
10月	北海道エリアでの電気小売供給を開始し、電気小売供給エリアが沖縄を除く全国へ拡大
2019年 1 月	金融関連事業として証券事業参入を主な事業目的とするスマートフィナンシャル株式会社を設立
2月	旅行関連事業としてホテル運営を主な事業目的とする株式会社アナザーを設立
8月	スマートフィナンシャル株式会社の全株式を譲渡
9月	株式会社アナザーの全株式を譲渡
2020年3月	金融関連事業の中間持株会社として株式会社ビットポイント・ホールディングス(現 連結子会 社)を設立
2020年10月	感染症対策関連事業(現 レジリエンス事業)に本格的に着手
2021年8月	本社を東京都港区虎ノ門に移転
2022年 4 月	東京証券取引所市場再編に伴い、スタンダード市場へ移行
2022年7月	株式会社ビットポイントジャパンの株式51%を譲渡
2023年 3 月	株式会社ビットポイントジャパンの残り全株式を譲渡

3 【事業の内容】

当連結会計年度末において、当社グループは、当社のほかに、子会社である株式会社ビットポイント・ホールディングス(以下「BPH」と言います)及び株式会社ジャービスの2社で構成されております。なお、当連結会計年度中の2022年7月1日に、これまで当社の完全子会社であった株式会社ビットポイントジャパン(以下「BPJ」と言います)の株式51%を譲渡したことにより、同社が連結の範囲から外れ、関連会社として持分法適用の範囲に含まれておりましたが、2023年3月31日に残りの株式49%すべてを譲渡したことにより、関連会社からも外れております。

なお、関連会社として、PA Bpoint Inc.がありますが、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないため同社を持分法の適用範囲から除外しております。

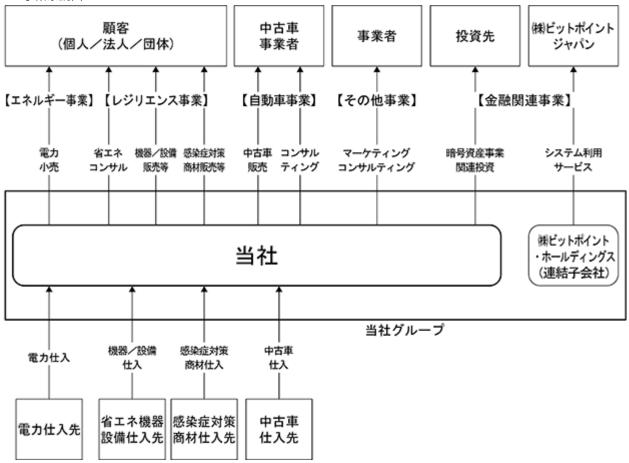
セグメントごとの主要な事業内容は以下の通りです。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」をご参照ください。

エネルギー事業	電力売買
自動車事業	中古車の売買に関するコンサルティング、中古車の売買等
レジリエンス事業	省エネルギー化支援コンサルティング、蓄電池などの省エネルギー関連機器の販売等、 感染症対策関連商品の販売等
金融関連事業	暗号資産事業に関連した投資
その他	マーケティングコンサルティング等

なお、2023年2月14日開催の取締役会において、自動車事業からの撤退が決議され、また、BPJが関連会社からも外れたことを受け、2023年5月12日開催の取締役会において、金融関連事業の廃止も決議されております。

事業の系統図は、以下のとおりであります。

<事業系統図>



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社ビットポイント・ ホールディングス	東京都 港区	101	金融関連事業	100.00	・役員の兼任あり ・資金援助あり
株式会社ジャービス	東京都港区	50	その他事業	100.00	・資金援助あり

5 【従業員の状況】

(1)連結会社の状況

2023年 3 月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)		
エネルギー事業	67 (2)		
自動車事業	4		
レジリエンス事業	49		
金融関連事業	-		
その他事業	1		
全社(共通)	26		
合計	147 (2)		

- (注)1.従業員数は就業人員であります。
 - 2. 従業員数欄の(外書)は臨時従業員である契約社員の期中平均人員数であります。
 - 3.全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区別できない管理部門等に所属している人員であります。
 - 4.前連結会計年度に比べ従業員が52名減少しております。主に、2022年7月1日において、連結子会社であったBPJの株式を一部譲渡し、BPJを連結範囲から除外したため、金融関連事業において45名減少したことによるものです。

(2)提出会社の状況

2023年 3 月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
147 (2)	37.0	4年0か月	6,401

セグメントの名称	従業員数(名)
エネルギー事業	67 (2)
自動車事業	4
レジリエンス事業	49
その他事業	1
全社(共通)	26
合計	147 (2)

- (注)1.従業員数は就業人員であります。
 - 2. 従業員数欄の(外書)は臨時従業員である契約社員の期中平均人員数であります。
 - 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 4.全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区別できない管理部門等に所属している人員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4)管理職に占める女性労働者の割合及び労働者の男女の賃金差異

当事業年度					
管理職に占める女性 労働者の割合(%)			労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1		
労働者の割占(%) (注)1	業取得率(%) (注)2	全労働者	うち正規 雇用労働者	うち非正規 雇用労働者	
27.7	-	62.4	61.9	117.7	

- (注) 1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
 - 2.男性労働者の育児休業取得率は公表していないため、「‐」で示しております。
 - 3.管理職に占める女性労働者の割合は、2023年4月時点の数値を使用し、労働者の男女賃金の差異は2021年4月~2022年3月の期間を対象にしております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する記述は、本有価証券報告書提出日(2023年6月28日)現在において当社グループが判断した ものであります。こうした記述は、将来の業績を保証するものではなく、リスクや不確実性を内包するものです。 将来の業績は、経営環境の変化などにより、実際の結果と異なる可能性があります。

(1)経営環境

当社グループは、これまで社会が変化するタイミングで、投資・事業開発を積極的に進めてまいりました。 2023年3月期での主要事業は、エネルギー事業、レジリエンス事業、自動車事業及び金融関連事業となっておりますが、2023年3月末をもって、これまで金融関連事業の主たる事業であった暗号資産交換業を営んでいたBPJの株式すべてをSBIグループに譲渡し、また、事業の選択と集中の観点から、自動車事業からの撤退も決定しております。

2023年3月期は、米国の連邦準備制度理事会が、消費者物価指数の上昇を抑えるため政策金利であるフェデラル・ファンド金利の誘導目標を引き上げ続けたこともあって、全体的に暗号資産価格も大きく下落しました。また、海外の主要な取引所の破綻を受け、世界的に暗号資産交換業に対する規制が強化される流れにある中、暗号資産交換業の運営は、今後、コストの増加などにより一層厳しさを増していくものと認識しております。このような状況を受け、当社グループは、暗号資産交換業から撤退を決め、BPJの全株式をSBIグループに譲渡致しました。

一方、当社が電力小売業を展開するエネルギー事業の分野においても、世界的に脱炭素社会に向かっている中で起こった資源価格の高騰や、ロシアによるウクライナ侵攻などによって引き起こされた電力価格の高騰は、エネルギー事業分野の経営環境を一層不安定なものにしました。また、容量市場の創設目的は、将来にわたって日本全体の電力供給力(kW)を確保することにあることから、需要家や発電事業者だけでなく、当社のような電力小売事業者にとってもメリットがある制度であるものの、容量拠出金の拠出額水準によっては経営に大きな影響を及ぼす可能性があります。さらに、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(以下「エネルギー供給構造高度化法」という)は、一定規模以上の小売電気事業者に対して販売量に応じた非化石証書の調達義務を課しており、具体的には、2030年には、供給電力の非化石電源比率44%以上という目標が定められ、目標達成の確度を高めるために、国は毎年事業者ごとに中間目標を設定しています。再生可能エネルギーによる自社電源を有していない当社にとっては、今後、非化石証書の調達が当社にとって過大な負担となることも考えられます。

また、コロナ禍の終息は、日本社会に安定をもたらし、経済活動を再び活発にする一方で、感染症対策関連の商品を販売してきた当社にとっては、事業戦略や商品戦略を見直していく必要があります。

(2)経営の基本方針

当社グループは、社会が変化するタイミングで生じる課題を、事業を通じて解決することをモットーとして事業を推進してきました。これまでの事業展開においても、電気事業法の改正を受けて電力小売事業を、資金決済法の改正を受けて暗号資産交換業をスタートしております。今後も社会の変化にチャレンジしていく姿勢は変わりませんが、同時に経営環境を鑑みながら事業の選択と集中を進めてまいります。

また、すべてのステークホルダーから信頼され期待される存在であるために、「適切な収益を確保し持続的な 成長を実現することで企業価値の向上を図ること」、「コーポレート・ガバナンスの強化に努め透明かつ公正な 経営を実行すること」を経営の基本方針としております。

(3)経営戦略

当社グループは、5つの事業セグメントを展開しておりましたが、自動車事業や暗号資産交換業からの撤退のように、これまでの事業領域にこだわることなく、取り巻く経営環境を踏まえて、今後も事業領域の取捨選択を進めていく必要があると考えております。また、今後さらに当社グループを発展させていくためには、各事業が独自に成長戦略を描き、他社との業務提携や資本提携等を含めてスピード感をもって新たな取り組みを推進し、自立的に強化・拡大していくことが必須であると考えております。

なお、当社グループが保有していたBPJの全株式を譲渡した際に、SBIホールディングス株式会社との間で締結した、エネルギー分野及びCrypto分野での包括的な資本業務提携契約(2022年5月12日付)は2023年3月31日をもって解消されましたが、今後も事業を通じてSBIグループとの関係を深めていきたいと考えております。

(4)中長期的な経営戦略

当社グループはこれまで、中期経営計画の策定・公表を行ってこなかったものの、規制緩和や法制度改正が行われる事業領域において積極的な投資・事業開発を進めてまいりました。今後も社会が変化するタイミングで生じる課題を、事業を通じて解決してまいります。中長期的なグループ成長シナリオとして、現在展開する事業セグメントにおける具体的な施策は以下のとおりです。

エネルギー事業	・事業環境の変化への円滑な対応:2050年カーボンニュートラル達成に向けての電源の低炭素化推進、環境価値の高い電力供給プランの推進(非化石電源比率の拡大)、容量市場への対応等 ・突発的な電力調達コスト増加の抑制:安定的かつ効率的な需給管理体制の維持・運用、相対電源の積極的確保、電力先物取引の活用等・需要家のさらなる開拓:需要家の特性・志向に応じた電力プランの開発・提供、認知度向上による需要家獲得等・他事業とのシナジー促進
レジリエンス事業	・家庭用蓄電池や産業用蓄電池の販売網の拡充 ・「エネルギー・環境×防災・減災」をテーマとした、サービスやプロダクトの開発・提供 ・蓄電池・発電機等の提供 ・総合的な感染症対策ソリューションの充実 ・補助金活用コンサルティングのノウハウ・経験をベースとした、ソリューション 導入支援・他事業とのシナジー促進

(5)対処すべき課題

エネルギー事業における課題

中長期的には、2050年カーボンニュートラル達成に向けての電源の低炭素化推進、再生可能エネルギー発電の活用や環境価値の高い電力供給プランなどがありますが、短期的には、事業利益が、変動する電力の調達価額に左右されぬよう、需要家に価格変動リスクを転嫁できるような商品の設計や電力の調達、また、固定価格での電力供給を希望する需要家には、相対電源や常時バックアップで調達した電源を利用した商品の提供があげられます。また、エネルギー供給構造高度化法で電気事業者に求められている非化石電源比率(中間目標)への対応や2025年3月期より始まる容量拠出金への対応は必須になります。

レジリエンス事業における課題

レジリエンス事業は、蓄電池事業、省エネコンサルティング事業及び感染症対策関連事業から構成されております。蓄電池は、もっぱら代理店を通じて販売されることから、蓄電池販売を得意とする代理店に、当社の蓄電池を取り扱ってもらえるかが課題となります。なお、これまで家庭用の蓄電池を主に取り扱ってまいりましたが、今後は産業用蓄電池の販売も本格化させてまいります。

省エネコンサルティング事業では、これまでの事業者向けのエネルギー使用合理化・省エネ関連のソリューションに加え、BCP(事業継続計画)対策や家庭における防災・減災対策として、再生可能エネルギー、蓄電池及び発電機の組み合わせなどによる提案を積極的に展開してまいります。省エネルギーや防災・減災といった一部の効用にとどまらず、レジリエンス向上を促すための取り組みを推進してまいります。

感染症対策関連事業の主力商品であるMA-T System関連商品(「すごい水」シリーズ)は、今後は、BtoB事業に注力することで、黒字化を目指してまいります。なお、感染症対策関連事業における取扱い商品やサービスは、人の健康・安全に密接に関連していることから、その広告や販売に関し、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(薬機法)及び関連法令や広告規制等の適用を受ける場合が考えられます。当社グループでは、商材の企画・開発、広告、販売に際しては、消費者事故等の発生防止に努めるとともに、コンプライアンスを徹底してまいります。

経営環境の変化への機動的な対応、これによる事業機会及び収益の追求

将来にわたる持続的な成長を実現するため、事業規模及び収益の拡大を戦略的に推進する必要があります。当社グループは、市場のニーズやウォンツを的確にとらえ社会・時代の変化に機動的に対応し、既存事業の強化、派生ビジネスへの取り組み、新しい発想・視点による新規の事業機会の創出を絶えず行ってまいります。さらに、事業ポートフォリオを定期的に見直し、収益力及び効率性の向上を推進し、中長期的な成長基盤の確立を図ってまいります。また、成長を加速するために、その時々の経営環境を鑑み、特に、脱炭素を志向する環境意識の高い企業との協業等を含めた他の企業グループとの連携や戦略的な投資を推進してまいります。

内部管理体制の拡充ならびにコンプライアンス及びリスクマネジメントの強化

当社グループは、社会的責任を果たし、持続的な成長と企業価値向上を図るために、実効的なコーポレートガバナンスを実現することを目的として、2017年12月に策定した「コーポレート・ガバナンス基本方針」(2021 年12月一部改訂)において、コンプライアンスの徹底及びリスクマネジメントに対し積極的な取り組みを行う姿勢を明確にいたしました。コーポレートガバナンス・コードの改訂その他事業環境の変化に応じて、当社グループにふさわしいコーポレート・ガバナンスの実現に努めてまいります。また、引き続き、グループ全体において、継続的な啓発活動及び教育研修を実施し、一人ひとりが高い倫理観を醸成し、良識と責任のある行動をとることのできる企業風土を形成してまいります。

優秀な人財の確保・育成

戦略の遂行及び対処すべき課題への取り組みに際して、事業環境の変化に円滑に対応して社会的な価値を創出することのできる優秀な人財の確保・育成が必須であると考えております。業容拡大のもと、意欲のある経験値の高い人財を確保するとともに、持続的な成長を支える人財の育成、個々のパフォーマンスの最大化のため、就業環境の整備・改善に注力してまいります。

ダイバーシティ&インクルージョンの推進

当社グループでは、これまで複数の国籍の人財を登用してまいりましたが、今まで以上に、グローバル化の推進、個性の尊重、人財の経験・スキルの多様性の向上、信頼関係作りの強化に取り組んでまいります。また、取締役だけではなく、執行役員、部長などの経営幹部への女性登用の拡大を推進してまいります。 そのために、多様な個々の従業員が意欲をもって活躍できるための就労環境の整備、職場コミュニケーションの改革、人財育成等の人事・労務施策の実施に努めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

2050年カーボンニュートラル実現というメガトレンドの中、エネルギー事業やレジリエンス事業を営む当社の役割は、二酸化炭素排出量を抑えた発電による電力の提供、蓄電池の販売拡大や顧客のESG活動を支える省エネコンサルティング等を通じて、サステイナブルな社会に貢献することであります。

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

(1)ガバナンス

取締役会は、サステナビリティ全般に関するリスク及び機会の監督に対する責任と権限を有しています。

エネルギー供給構造高度化法は、一定規模以上の小売電気事業者に対して販売量に応じた非化石証書の調達 義務を課しており、具体的には、2030年には、供給電力の非化石電源比率44%という目標が定められ、目標達 成の確度を高めるために、国は毎年事業者ごとに中間目標を設定しています。

取締役会は、エネルギー事業の事業責任者より、非化石電源比率目標値の達成状況について報告を受けます。

(2)戦略

エネルギー事業やレジリエンス事業を営んでいる当社グループが、持続的に成長することが、最も優れたESG 活動だと認識しています。持続的に成長するためには、組織におけるガバナンス強化はもちろんのことですが、多種多様な価値観を受け入れる組織風土を育むことも経営陣の大事な使命であると考えております。

(3)人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

当社グループでは、これまで複数の国籍の人財を登用してまいりましたが、これまで以上に、グローバル化の推進、個性の尊重、人財の経験・スキルの多様性の向上、信頼関係作りの強化に取り組んでまいります。また、取締役だけでなく、執行役員、部長などの経営幹部への女性登用の拡大を推進してまいります。そのために、多様な個々の従業員が意欲をもって活躍できるための就労環境の整備、職場コミュニケーションの改革、人財育成等の人事・労務施策の実施に努めます。

(4) リスク管理

当社グループは、当社グループに関するコンプライアンスリスクについて適正に評価し、その対応策を検討する活動を推進及び統括することを目的として当社内にリスク・コンプライアンス委員会を設置しておりますが、サステナビリティに係るリスクの識別、優先的に対応すべきリスクの絞り込みについても、同委員会所属の委員により行われ、同委員会にて共有されております。重要なリスクについては、取締役会へ報告される仕組みをとっております。

(5)指標及び目標

当社グループでは、上記「(3)人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略」において記載した、人 材の育成及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績

目標	取組内容	時期
女性管理職の割合を30%以	リーダー職の女性を対象とした管理 職研修、働き続けながら子育てをし	2023年10月頃までに仕組みを整備
上にする	ている女性社員向けのキャリア形成 研修等の実施	2023年11月以降順次実施
女性の採用割合を30%以上 にする	各制度の周知 年次有給休暇の取得促進	2023年 5 月以降順次情報を周知
男性育休100%取得を目指す	子供参観日を実施	2023年中に準備、2024年より実施

当社では、2023年4月時点で、産休・育休を取得した女性は100%復職しています。また男性の育休実績は3件ですが、今後、「男性育休100%宣言」への賛同を予定する等、男性の育休取得推進を強化します。

3 【事業等のリスク】

本有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している重要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、事業上のリスクとして具体化する可能性が高くないと思われる事項も含め、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から、以下のとおり記載しております。

なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存でありますが、当社グループの経営状況及び将来の事業についての判断ならびに当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本有価証券報告書の本項以外の記載事項も併せて慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。また、以下の記載事項は、当社株式への投資に関連するリスクを完全に網羅するものではありませんので、この点ご留意ください。そのため、以下に記載したリスク以外でも当社の想定を超えたリスクが顕在化した場合には、当社グループの経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

なお、文中においては将来に関する記載事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、当 連結会計年度末において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、経営環境の変化等 により実際の結果と異なる可能性があります。

1.事業の内容に関するリスクについて

(1)法令・規制等による事業への影響について

当社グループは、新たな事業機会が創出される分野において積極的に事業開発を行っていく方針を有しています。そのため、展開中の事業及び展開を検討中の事業において、法令の新設・改正、規制の見直し・整備等によって、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、現在実施している、エネルギー事業における電力小売事業は、「電気事業法」に基づくものであり、想定外の法令改正、制度変更、法令等の解釈・適用(その変更を含みます)等により、当社グループの期待どおりに事業を展開することができなくなる可能性があります。また、事業の実施に必要な許認可、登録等を取得・維持できない又は取消等を受けるような場合には、事業を実施することができなくなる可能性があります。その他、当社グループが行う事業に固有に適用される法規制のほかに、企業活動に関わる各種法規制(消費者保護、プライバシー保護、人権尊重、労務、公正競争、知的財産権、租税、環境に関する各種法規制を含みますがこれらに限られません)の適用を受けています。当社グループがこれらの法規制に違反する場合、違反の意図の有無にかかわらず、行政機関等から登録・許認可の取消や罰金などの処分を受けたり、取引先から契約を解除されたりする可能性があります。その結果、当社グループの社会的信用が低下したり事業展開に支障が生じたりする可能性があります。

(2)顧客基盤について

当社グループは、収益基盤の安定化及び事業規模の拡大を実現するために、既存顧客への売上拡大を図るとともに、新規顧客を意欲的に開拓し獲得することで、顧客基盤を拡大していくことが重要な課題の一つであると認識しています。そのため、製商品・サービスの品質向上、マーケティング・チャネルの有効活用、戦略的パートナーシップの構築・発展、新規事業の開発等に取り組んでまいります。

しかしながら、諸施策が功を奏せず計画が順調に進捗しない場合には、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3)競争環境によるリスク

エネルギー事業における電力小売事業は、2016年4月の電力小売全面自由化以降、登録小売電気業者数は着実に伸び、2023年6月9日現在726事業者となっており、需要家の選択肢も広がり、新電力(電力自由化以降に新規参入した小売電気事業者)による電力供給の割合は2023年1月現在で18.4%(販売電力量ベース)を占めるまで成長しました。そのような環境のもと、電力小売部門における競争は今後も激しくなると考えられますが、2020年度冬季、2021年度冬季と2期連続で卸電力取引市場の取引価格の異常な高騰により、一部の小売電気事業者の経営状況が悪化し、事業停止、事業撤退などがあり、また、新規契約の受付停止などの事態も発生しました。

エネルギー供給構造高度化法は、一定規模以上の小売電気事業者に対して販売量に応じた非化石証書の調達義務を課しており、2030年には、供給電力の非化石電源比率44%以上という目標を定め、さらに、目標達成の確度を高めるために、国は毎年事業者ごとに中間目標を設定しています。再生可能エネルギーによる自社電源を有していない当社にとっては、今後、非化石証書の調達が過大な負担となることも考えられます。また、国全体で必要な供給力(発電量)を確保するための、容量市場における容量拠出金の負担もあり、小売電気事業者が事業を継続するためのコストは今後も増加すると想定されます。また、一般送配電事業者が行う最終保障供給契約件数が減少傾向をしめした場合、需要家獲得の競争が厳しくなることも想定されます。

当社グループは、電力市場の状況・課題に対して適正な利益を実現するための施策を講じてまいる所存ですが、競争環境などの要因により、高騰する電力取引価格並びに非化石証書調達にかかる費用及び容量拠出金を顧客に転嫁できないときは、適正な利益を確保できなくなる可能性があります。

(4)自然災害、不測の事故等について

エネルギー事業における電力小売事業では、気候による電力需給状況の逼迫の発生のほかに、国内外の自然災害、事故、システムトラブルその他の不測の事態が生じることにより、正常な電力供給が行われない、燃料価格の高騰等のため電力調達価格が上昇し電力コストが増加するなど、当社グループの電力小売事業に支障を来たす可能性があります。これらのような場合には、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5)期間損益の変動について

エネルギー事業における電力小売事業の売上は、需要家の電気使用量の季節変動による影響を受けます。また、電気使用量の変化、発電所の休廃止、その他不測の事態による電力供給量の減少等によって電力需給のバランスが崩れるような場合には、電力調達コストが大きく変動するリスクがあります。気温・湿度・気象・発電コスト等が想定外の範囲で変化した場合には、需給のミスマッチによるインバランス料金等の負担による損失の発生、売上・利益の減少が生じる可能性があります。そのため、当社グループにおいては、需給管理体制の充実、電力調達先の多様化、価格変動リスクのヘッジなどの施策を実施するともに、電力の調達・需給に関する契約の内容及びバランスを適宜見直し、適正な利益を確保できるように努めてまいります。

レジリエンス事業における省エネコンサルティング事業では、顧客のニーズに合わせた最適なコンサルティングの実施に努め、申請支援する補助金や補助金申請支援が可能な交付団体の多様化等を進めておりますが、補助金の交付決定等の時期により売上が偏重する傾向があります。また、補助金の予算規模や申請要件等の変更により、年間売上高が変動する可能性があります。そのため、当社グループでは、省エネコンサルティング事業と深く関係する蓄電池、発電機、エネルギーコントローラ等のエネルギー関連機器・設備や環境衛生機器その他感染症対策商材の拡販等を行うことにより、期間損益の平準化を目指しております。

また、当社グループの業績は、過去において、当社グループが提供する製商品・サービスの構成、電力先物取引に係る評価損益、事業投資の成功又は失敗、事業の譲渡等の様々な要因によって、四半期毎、年度毎に変動しており、今後も変動する可能性があります。したがって、当社グループの過去の各四半期又は通期の実績が将来の業績の傾向を直接・間接に示唆するものではありません。

(6) M&Aについて

当社グループは、既存の事業ポートフィリオを定期的に見直しつつ、新たな事業機会が創出される分野において積極的に投資や事業買収並びに事業開発を行っていく方針を有しています。また、新規事業の開発や、既存事業の業容の拡大及び縮小を効率的に推進するために、グループ外企業との新規提携及び提携強化を進めております。その過程で、海外を含めた第三者との合弁による企業設立、既存企業への追加的な投資等を国内外で行う可能性があります。

このため、これらの投資や事業買収、事業統合に際して多額の費用が発生する可能性があります。また、第三者との合弁事業、提携事業や投資先事業が大幅な不振に陥ったり、これらの事業の業績不振が一定期間以上継続したりする場合には、追加的なコストの発生や投資有価証券の減損又は評価損の計上等の可能性があります。

さらに、提携先の相手国側における法規制等の制約を受ける可能性や、事業戦略上の目的や予定していた事業 収益の増大が実現できない可能性、第三者との合弁事業や提携事業等が所期の目的を達成できない可能性があり ます。これらのような場合には、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社グループにおいては、提携等に関する意思決定の際には、シナジー効果、将来にわたる投資採 算性等を考慮に入れ、法規制・会計・税制等の影響も含めたリスクを低減・回避するべく、検討を実施してまい ります。

(7)感染症対策関連事業(現 レジリエンス事業)に特有のリスクについて

感染症対策関連事業では、その取扱い商品やサービスが人の健康・安全に密接に関連していることから、広告や販売に関して、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(薬機法)及び関連法令や広告規制等の適用を受ける場合が考えられます。当社グループでは、各種法規制の遵守に努めておりますが、万が一法規制違反に該当するような事態が発生した場合、関連法規制の制定・変更及び行政対応等の動向により規制対応費用の増加、課徴金納付や事業活動への制約等が余儀なくされたりする場合などには、当社グループの業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

また、感染症対策関連事業での商品やサービスの提供過程において、品質不良等により消費者に健康被害を与えるような事態が発生した場合には、販売減少、損害賠償の発生又は当社グループのブランドイメージ毀損等によって当社グループの経営成績等は影響を受ける可能性があります。

(8)気候変動に関するリスクについて

近年、気候変動への関心が国内外で高まり「低炭素社会」「脱炭素化」への移行が求められる中、電力小売事業を含む電力供給ビジネスにおいても、気候変動問題への対応をはじめとした環境負荷の低減への積極的な取組みがこれまで以上に必要になってきています。

これらの気候変動に関するリスクに対して、当社は、再生可能エネルギーの積極的な活用や需給両面での二酸 化炭素排出削減などの取組みを進めております。今後のわが国の環境政策及び国際枠組みの動向などによって は、環境負荷低減や気候変動の対応のための費用が増大するなど、将来的に当社グループの事業運営及び業績に 影響を受ける可能性があります。

また、金融・資本市場においてESG(環境・社会・ガバナンス)情報を投資判断に活用することが急速に拡大しており、気候変動問題への戦略・取組みや気候変動リスクをはじめとする環境情報に関する開示はもちろん、環境問題への取組み自体が不十分であるなどと判断された場合には、株主・投資家等のステークホルダーから信頼・評価を失い、株価低迷や資金調達の困難化などにより経営成績等に影響を与える可能性があります。

(9) サプライチェーンマネジメントについて

特に、レジリエンス事業における蓄電池等の機器の供給においては、コスト極小化のためにも、製品の開発、製商品・部品等の調達、生産・製造、製商品の供給に至るまで、適時に行う必要があります。特定の供給元に依存し調達に制約を受ける場合には、当社における生産・製造及び供給が中断あるいは遅延する可能性があります。

また、製商品の生産・販売が地政学的リスク、自然災害、疫病、テロ、サイバー攻撃あるいは輸送事故などの 理由により物流が停滞するような場合には、売上機会の損失、対応コストの増加などにより、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、製品については外部委託先を含め品質基準に基づく生産・製造を行っておりますが、万が一製品に品質不良や不具合等が発生した場合には、顧客対応、リコール、損害賠償等のコストが発生するだけでなく、当社グループの信頼が損なわれ、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、サプライチェーンマネジメントの強化を目指しており、取引先の動向把握や取引先との関係強化の推進、外部委託先への監督のほか、サプライチェーンの変化に応じた対応策、例えば、特定の取引先への依存を見直しての部品等の確保、供給に合わせた販売の調整などを行っております。

(10)金融関連事業が保有していた投資に関するリスクについて

当社グループは、金融関連事業からは撤退したものの、同事業がおこなった暗号資産関連事業に関する投資、暗号資産の購入、その他事業投資は引き続き保有しております。これらの投資については、市場の変化等によって、価格が下がった場合や期待されるキャッシュ・フローを生み出せない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

2. 当社グループの事業体制に関するリスクについて

(1)人財の確保・育成について

当社グループは、価値観が多様化する社会の中で、人財の価値を最大限に引き出し、企業価値の持続的な向上に結び付けることが必要であり、人的資本経営の実現のために適切な人財戦略を立案しこれを実行することが急務であると考えております。

当社グループでは、これまでも事業ポートフォリオ・マネジメントの一環として経営資源配分の最適化に継続的に取り組み、組織構成及び人員配置の適正化を図っております。今後も、事業の進展にあわせて、ダイバーシティ&インクルージョン(「人財の多様性」と「多様性を受容し互いに包摂すること」)の推進を踏まえ、優秀な人財の確保と継続的な育成、ならびに内部管理体制の拡充を図っていく方針です。しかしながら、雇用情勢の変化その他の要因により、経営戦略及びビジネスモデルの実現のために必要な人員の確保や人財育成が計画どおりに進捗しない場合、既存の主要な人財の社外流出を防止できない場合、適切な人員配置や組織の整備ができない場合などには、当社グループの競争力や効率性が低下し、業務運営に支障を来たすなど、当社グループの将来の成長、事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社グループは、今後の成長を図るべく、中長期的な経営戦略の遂行及び対処すべき課題の取組みに際しては、変化に対応し社会的な価値を創出することのできる優秀な人財の確保・育成が重要な経営課題の一つであると認識し、実現すべきビジネスモデル及び戦略とその時々の人財ポートフォリオのギャップを把握し、戦略を実現するために必要な意欲のある人財を確保・育成するとともに、持続的な成長を支える人財を育成すべく一人ひとりが活躍することのできる環境を整備し維持してまいります。

(2)内部管理体制について

当社グループは、企業価値の持続的な向上を図るためにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが極めて重要であると考え、「内部統制システム整備の基本方針」及び「コーポレート・ガバナンス基本方針」を制定し、内部統制システムの適切な整備と運用、コンプライアンスの徹底を行い、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

当社グループでは、内部管理体制の一層の拡充に努めておりますが、事業の急速な拡大により十分な内部管理体制の整備又は運用が追いつかないというような状況が生じる場合や内部統制システムが有効に機能しないような場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの円滑な事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3)情報セキュリティについて

当社グループは、事業上の重要な情報、顧客・取引先等の機密情報や個人情報等を保有し、事業活動のためにこれら情報を利用しています。他方で、特に個人情報については、不正な利用・アクセスや漏えいを防止するためにも、個人情報保護法等により適正な管理及び取扱いが要求されています。当社グループでは、情報管理に関する規程や取扱手順等を策定・運用するとともに、役職員等に対する教育・啓発等による情報管理の重要性の周知徹底、システム上のセキュリティ対策等を実施し、また、外部委託先等についても適宜その情報管理態勢を監督しております。万が一予期せぬ事態により当社グループの保有する機密性の高い重要情報が外部に流出したり、第三者が不正に取得し使用したりするような事態が生じた場合には、損害賠償や対応費用の発生ばかりでなく、当社グループの社会的信用が低下し、円滑な事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは、業務遂行又はサービス提供のため、複数のコンピュータシステムを活用しています。また、これらのコンピュータシステムの多くは、顧客・取引先等のシステムとネットワークで接続されています。当社グループは、業務システムの安定的な稼動に努めるとともに、重要な業務システムについては、万が一の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定しております。しかしながら、エラー、事故、サイバー攻撃、システムの新規開発・更新等により、重大なシステム障害等が発生した場合には、このような対策が有効に機能しない可能性があります。また、システムリスクやサイバーセキュリティリスクが顕在化した場合には、情報の流出、データ改ざん、システム誤作動、業務の停止及びそれに伴う損害賠償、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

このため、当社グループは、技術の進歩、情報セキュリティ確保の内外の要請、他でのセキュリティインシデントの発生状況等を踏まえ、情報活用の有効性の向上と情報セキュリティ対策の強化を図るとともに、役員及び従業員に対する教育・啓発により、情報管理のさらなる徹底に取り組んでまいります。また、外部委託先、仕入先、販売チャネルを含むサプライチェーンにおける情報セキュリティの確保についても、関係先の理解・協力を得て推進してまいります。

(4)知的財産権について

当社グループは、競争力の源泉として重要な経営資源の一つである知的財産・無形資産について、国際的な経済安全保障を巡る環境変化への対応も十分に意識したうえで、中長期的な企業価値の向上を実現するために、知的財産・無形資産の投資・活用・管理を、経営戦略・事業戦略において有効に実施していくことが重要であると認識しております。しかしながら、戦略の構築・遂行において知的財産・無形資産の投資・活用・管理が適切に実施されない場合や戦略遂行の結果として想定した成果の実現に至らないような場合には、将来の価値創造や収益機会の拡大に結びつかず、あるいは各種リスクが顕在化するなどして、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、当社グループでは、知的財産・無形資産の投資・活用・管理が企業価値の向上に資するよう、適切な戦略の策定に努めるとともに、投資等に対し実効的に監督を行い、適切な施策を講じてまいります。

また、当社グループは、知的財産権の保護が重要であることを認識し、事業活動を推進するうえで、必要となる知的財産権の確保を進めるとともに、第三者の知的財産権の抵触可能性の調査をできる限り実施しております。しかしながら、当社グループの事業活動に関係する第三者の知的財産権の状況をすべて把握することは非常に困難であり、また、当社グループが事業活動を推進するうえで必要な知的財産権を効率的に確保できない可能性もあります。知的財産権の侵害・被侵害による損失や収益機会の減少の発生を防止できない、あるいは適切な回復をすることができない場合には、当社グループの財政状態、経営成績及び社会的信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5)コンプライアンスについて

当社グループは、コンプライアンスを重要な経営課題の一つとして位置付け、事業活動に際しては企業倫理及び法令遵守の徹底を図るべく諸施策を講じています。しかしながら、コンプライアンス上のリスクを完全には回避できない可能性があり、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの社会的信用やイメージの低下、損害賠償等により、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社グループは、コンプライアンスに関する規程を定め、コンプライアンス推進体制を構築するとともに、役員及び従業員に対する教育・啓発を実施し、さらなる企業倫理の向上及び法令等の遵守に努めております。また、外部委託先、仕入先、販売チャネルを含むサプライチェーンでのコンプライアンスの徹底についても、関係先の理解・協力を得て推進してまいります。

3. その他のリスクについて

(1)新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、業績向上に対する士気高揚のため、取締役及び従業員等に対するインセンティブとして新株 予約権(ストック・オプション)を付与しています。また、今後も取締役及び従業員等に対するインセンティブ の一つとして新株予約権の付与について継続的な活用を検討しています。これらの新株予約権が権利行使された 場合には、当社株式が新たに発行され、既存株主の有する株式の価値及び議決権の割合が希薄化する可能性があ ります。

また、当社グループでは、事業投資の実施、成長戦略の実現、事業環境の変化への対応、その他の経営上の目的のために資本増強又は資金獲得を必要とする場合があり、この資金需要を充足するために、新株、新株予約権の発行や、自己株式を活用する可能性があります。あるいは、企業価値の向上を図るうえで事業の拡大や多角化を目的とする業務提携及びその強化を進める際にこれと並行して資本提携を行う場合があり、その際に新株、新株予約権の発行や、自己株式を活用する可能性があります。これらの発行及び権利行使によって、当社の1株当たりの株式価値及び議決権割合の希薄化が生じ、株価に影響を与える可能性があります。

(2) コロナウイルスが事業活動に及ぼす影響について

当社グループが行う電力小売事業(エネルギー事業)は、その公共性の観点から事業を中断することなく継続することが要請されており、新型コロナウイルス感染拡大及びその長期化による事業への影響を最小限に抑えるため、必要な対応を迅速にとるべく努めております。

また、新型コロナウイルス感染拡大やその防止を理由として他の事業者や一般消費者の休業等が長期化するような場合には、外出自粛やテレワークのために家庭における消費電力、特に日中の電力需要が増加する可能性はあるものの、事業者における電力需要の落ち込みや業績悪化などが生じ、結果として電力小売事業(エネルギー事業)の売上が減少したり、売掛金の回収が困難になったりする可能性があります。さらに、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を優先的に実施するために、事業者においてエネルギー合理化等のための設備投資や省エネ対策の実施に関する意欲が減退するような場合には、省エネコンサルティング事業(レジリエンス事業)の売上が減少する可能性があります。感染症対策関連事業(レジリエンス事業)においては、新型コロナウイルスの感染状況の推移、関連法規制の変更、新規の感染対策や治療法等の出現、万が一の健康被害の発生、未知の感染症の発生・流行その他の事由によって業績に影響を与える可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ(当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という)の状況の概要ならびに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、その 実現には潜在的リスクや不確実性を含んでおり、さらに業績に影響を与える要因はこれに限定されるものではあ りません。したがって、諸要因の変化により、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 経営成績

当連結会計年度の業績につきましては、売上高32,789百万円(前期比14.0%増)、営業損失1,850百万円(前連結会計年度は営業利益8,205百万円)、経常損失1,722百万円(前連結会計年度は経常利益8,173百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益3,267百万円(前期比52.7%減)となりました。

当連結会計年度におけるセグメントの業績は以下のとおりであります。なお、各セグメントの売上高の金額は、セグメント間の内部売上高を含めない数値を記載しております。

当社グループの報告セグメントは、業績評価、事業戦略の構築、経営資源の配分等を行ううえで重要性の高い区分を基に決定しており、「エネルギー事業」、「自動車事業」、「レジリエンス事業」、「金融関連事業」及び「その他事業」の5つで構成されております。なお、これまで連結子会社として金融関連事業に含まれていたBPJについては、持分の51%をSBIホールディングス株式会社のグループ会社に売却したことによって、2022年7月1日より持分法適用関連会社になりましたが、BPJの業績を引き続き金融関連事業セグメントに含めるために、当連結会計年度より、セグメント利益を営業利益から経常利益に変更しております。合わせて前連結会計年度についても、数値を経常利益に変更して行っております。

このようにBPJが連結子会社から持分法適用関連会社となったことによって、2022年7月1日よりBPJの売上高は当社の連結損益計算書において売上高に含まれず、BPJにかかる持分法投資損益が営業外損益の区分に計上されております。また、2023年3月31日付で残りのBPJ株式49%もSBIグループに譲渡しております。これにより、2024年3月期からは持分法投資損益の計上もなくなることになります。

なお、2度のBPJ株式譲渡により、関係会社株式売却益を8,921百万円計上しております。

(エネルギー事業)

エネルギー事業は主に、電力小売業を営んでおります。当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されるなど、社会経済活動の再開が見られる一方、ロシアのウクライナ侵攻などに端を発したエネルギー価格や原材料価格の高騰や、急速な円安の進行など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況下、当連結会計年度における電力市場価格は、前半と後半とで大きな違いを見せました。2022年7月、8月、9月の一般社団法人日本卸電力取引所(以下、「JEPX」といいます。)におけるシステムプライス月平均は、それぞれ24.80円/kwh、25.52円/kwh、24.02円/kwhと比較的高水準であり、また2022年12月の同システムプライス月平均が25.04円/kwhであったことから、その後の価格高騰も危惧されておりましたが、2023年1月、2月、3月の同システムプライス月平均は、それぞれ19.56円/kwh、15.06円/kwh、9.81円/kwhと、異常な価格高騰が生じることなく前連結会計年度と比べても低水準で推移いたしました。

当社は、前連結会計年度より電力需要の高まりに備え、JEPXの電力取引価格が高騰しやすい夏季や冬季だけでなく、それ以外の時期も電力先物取引を用いて調達電力の一定割合の固定価格化を進めることで、電力調達価格と販売価格が逆ザヤになるリスクを抑制してまいりました。電力先物取引はデリバティブ取引に該当するため、会計上は時価評価の対象となり、評価差額が損益計上されることから、当連結会計年度中その時々の電力先物取引価格の状況によって、損益が大きく変動する場面もありました。

当連結会計年度においては、JEPX価格がこれまでに比べて高水準であったこと、また需要家の増加により売上高が大きく伸長する一方で、前期末に評価益を計上した2022年4月限月以降の電力先物取引が当連結会計年度のセグメント利益を押し下げたこともあり、セグメント損失となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は25,269百万円(前期比99.4%増)、セグメント損失(経常損失)466百万円(前連結会計年度はセグメント利益(経常利益)1,670百万円)となりました。

(自動車事業)

自動車事業においては、中古車販売事業者との中古車売買及び中古車売買に関するコンサルティング等を行っております。中古車売買事業は、業者間売買であることもあり粗利率は低いものの、仕入から販売までの決済回収期間が短いため、資本回転率の高いビジネスを実現しております。当連結会計年度においては、前年と比して、販売台数が増加したうえ、利益率の高い高価格帯の取引が増えたことから、当連結会計年度は増収増益となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は5,911百万円(前期比30.1%増)、セグメント利益(経常利益)23百万円(前年同期比22.5%増)となりました。

(レジリエンス事業)

レジリエンス事業は、感染症対策関連事業、蓄電池事業及び省エネコンサルティング事業から構成されております。当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染者数の減少により、感染症対策に対する関心が薄れてきたこともあり、感染症対策関連事業の主力商品であるMA-T System関連商品(「すごい水」シリーズ)の売上も引き続き低調に推移いたしました。このような事業環境の変化を受け、商品評価損149百万円を計上いたしました。また、蓄電池事業においては、これまで世界的な半導体不足の影響から生産が滞り、JET認証の取得も後ろ倒しになっていたことから、販売体制の本格的な構築が遅れていた家庭用蓄電池システム(remixbattery)についても、販売活動が徐々に稼働し始めました。また、省エネコンサルティング事業においては、主要な補助金の採択からの収入が前連結会計年度と同程度に推移いたしましたが、当連結会計年度は前連結会計年度と比して減収し、損失金額が減少しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は637百万円(前期比8.9%減)、セグメント損失(経常損失)162百万円 (前連結会計年度はセグメント損失(経常損失)228百万円)となりました。

(金融関連事業)

金融関連事業の売上高はこれまで、金融関連事業の中核事業であったBPJの売上高が大半を占めておりましたが、2022年7月1日付で同社株式の51%を譲渡したことによって、第2四半期連結会計期間より、連結子会社から外れ、同社の業績が持分法投資損益として営業外損益の区分で計上されることとなりました。その結果、金融関連事業セグメントの売上高は、主に当社の100%子会社であるBPH(2023年4月1日付で「イプシロン・ホールディングス株式会社」へ社名を変更しております。)の売上高と当社の金融関連事業部が行っている暗号資産関連事業に関する投資収益から構成されることになりました。BPHは、BPJに使用権を付与しているシステムを保有しており、BPHの売上高は主に、BPJから受け取るこのシステム利用料収入と保有暗号資産の評価損益からなっております。第2四半期連結会計期間以降、システム利用料収入は160百万円で(これに対応するソフトウェアシステムの減価償却費は139百万円で販管費の区分で計上されております。)、保有暗号資産の評価損は74百万円でした。また、当社の金融関連事業部が行っている暗号資産関連事業に関する投資には2023年3月末時点で、gumi Cryptos Capital 1号ファンド、gumi Cryptos Capital 2号ファンド、B Cryptosファンド、BLOCKTOWER CAPITAL LLCの4つがあり、当期において、これらの投資からの収益は合わせて 14百万円で、投資残高(連結貸借対照表価額)は 355百万円となっております。また、営業外損益の区分で計上されるBPJの持分法投資損益は104百万円の損失でした。

以上の結果、当セグメントの売上高は928百万円(前期比91.4%減)、セグメント利益(経常利益)15百万円(前年同期比99.8%減)となりました。なお、2023年3月31日に、BPJ株式残り全てをSBIホールディングスのグループ会社に譲渡するとともに、これまでBPHで保有していたBPJ向けのソフトウェアシステムもBPJに譲渡したことにより、当期末をもって、BPJは持分法適用関連会社から外れ、また翌期からは、システム利用収入及びそれに係る減価償却費もなくなることから、金融関連事業セグメントは2023年5月12日をもって事業セグメントではなくなっております。これに伴い、当社の金融関連事業部が行っていた暗号資産関連事業への投資に係る損益は、2024年3月期からは、営業外損益の区分に計上される見込みであります。また、BPHが保有する暗号資産に係る損益も営業外損益の区分に計上される見込みであります。

(その他事業)

その他事業は、マーケティングコンサルティング事業のほか、新規事業を含んでおります。当連結会計年度においては、マーケティングコンサルティング事業及び新規事業が低調に推移したほか、貸倒引当金92百万円を計上したことにより、対前年同期では減収減益となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は41百万円(前期比40.7%減)、セグメント損失(経常損失)53百万円 (前連結会計年度はセグメント利益(経常利益)0百万円)となりました。

仕入および販売の実績は以下のとおりであります。

仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額 (百万円)	前期比(%)
エネルギー事業	24,905	244.9
自動車事業	5,816	129.8
レジリエンス事業	372	80.0
金融関連事業	-	-
その他事業	-	-
合計	31,094	205.7

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
エネルギー事業	25,269	199.4
自動車事業	5,911	130.1
レジリエンス事業	637	91.1
金融関連事業	928	8.6
その他事業	41	59.3
合計	32,789	114.0

(2) 財政状態

<連結貸借対照表の要約>

(単位:百万円)

			(1 12 1 17 17 7
	前連結会計年度末 (2022年3月期末)	当連結会計年度末 (2023年3月期末)	増減
総資産	72,968	19,271	53,696
負債合計	58,853	2,445	56,407
純資産	14,114	16,826	2,711

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、17,620百万円となり、前連結会計年度末(71,147百万円)に比べ、53,527百万円減少となりました。その主な要因は現金及び預金6,277百万円、売掛金2,090百万円の増加があったほか、連結子会社であったBPJが連結の範囲から除外されたことに伴い、利用者暗号資産46,097百万円、預託金6,709百万円、自己保有暗号資産4,849百万円、差入保証暗号資産1,170百万円の減少があったこと等によるものです。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、1,651百万円となり、前連結会計年度末(1,821百万円)に比べ、169百万円減少となりました。その主な要因は敷金及び保証金701百万円の増加があったほか、連結子会社であったBPJが連結の範囲から除外されたことに伴い、ソフトウェア578百万円、繰延税金資産299百万円の減少があったこと等によるものです。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、2,445百万円となり、前連結会計年度末(58,853百万円)に比べ、56,408百万円減少となりました。その主な要因は、連結子会社であったBPJが連結の範囲から除外されたことに伴い、預り暗号資産46,097百万円、預り金6,220百万円、借入暗号資産2,028百万円の減少があったこと等によるものです。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、16,826百万円となり、前連結会計年度末(14,114百万円)に比べ、2,711百万円増加となりました。その主な要因は、新株予約権の行使に伴う新株発行により資本金697百万円、資本剰余金697百万円の増加、親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金3,267百万円の増加があったことによるものです。なお、2022年6月28日開催の第19期定時株主総会決議に基づき、欠損填補として4,630百万円を資本剰余金から利益剰余金へ振り替えております。また、2022年5月13日開催の取締役会決議に基づき、自己株式4,000,000株の取得を行い、自己株式が1,938百万円増加しております。

(財務比率)

当連結会計年度末における流動比率は、前連結会計年度末に比べ599.7ポイント上昇し、720.6%となりました。

また、当連結会計年度末における自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ68.0ポイント上昇し、87.3%となりました。これは、BPJ株式の譲渡による同社の連結除外により、総資産が減少したことが主な要因であります。

(3) キャッシュ・フロー

<連結キャッシュ・フロー計算書の要約>

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2022年 3 月期)	当連結会計年度 (2023年 3 月期)
営業活動によるキャッシュ・フロー	429	6,843
投資活動によるキャッシュ・フロー	259	13,685
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,715	564
現金及び現金同等物の期末残高	4,896	11,173

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は11,173百万円となり、前連結会計年度末(4,896百万円)に比べ、6,277百万円増加となりました。

各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は6,843百万円(前期は429百万円の支出)となりました。これは主に連結子会社であったBPJが連結の範囲から除外されたことに伴い、利用者暗号資産の減少36,410百万円、預り暗号資産の減少36,410百万円、法人税等の支払額6,088百万円、預託金の減少5,597百万円、預り金の減少5,179百万円、自己保有暗号資産の減少3,726百万円等の要因があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は13,685百万円(前期は259百万円の支出)となりました。これは主に連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入8,688百万円、関係会社株式の売却による収入4,656百万円等の要因があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は564百万円(前期は2,715百万円の収入)となりました。これは主に自己株の取得による支出1,938百万円、新株予約権の行使による株式の発行による収入1,367百万円等の要因があったことによるものであります。

(4)資本の財源及び資金の流動性の分析

当連結会計年度における資本の財源及び資金の流動性の分析につきましては、上記「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3)キャッシュ・フロー」に記載しております。

(5) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、見積り及び仮定を用いることが必要となりますが、これらは期末日における資産の金額及び開示期間の費用の金額に影響を与えます。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の総額は300百万円であり、主な内訳はソフトウェア251百万円、工具器具備品28百万円、建物20百万円であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2023年3月31日現在

声光红石	+ # ./ \ l	±⊓.#.o			帳簿価額	 算価額(百万円)			
事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	建物	車両 運搬具	工具器具 備品	ソフト ウェア	ソフト ウェア 仮勘定	合計	従業員数 (名)
本社 (東京都 港区)	その他事業 全社	管理業務 設備	59	0	18	18	-	95	27
本社 (東京都 港区)	エネルギー 事業	管理業務 設備	1	-	2	65	-	67	69
本社 (東京都 港区)	レジリエン ス事業	管理業務 設備	12	-	14	-	-	27	49

- (注)1.現在休止中の主要な設備はありません。
 - 2.帳簿価額の各分類の主たるものは以下のとおりです。

建物事務所造作、事務所内電気設備

車両運搬具 社用車

工具器具備品事務用電子機器、電子機器ソフトウェア社内利用ソフトウェア

3.主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	契約期間	年間賃借料(百万円)	
本社 (東京都港区)	本社事務所	2年		71

(2) 国内子会社

2023年 3 月31日現在

									<u> 2023年 3 月</u>	<u> 기니垅Ҵ</u>
	古光に々	レガッ ン	±л./#.o			帳簿価額	(百万円)			~ ** = **
会社名	事業所名 (所在地)	セグメン トの名称	設備の 内容	建物	車両 運搬具	工具器具備品	ソフト ウェア	ソフト ウェア 仮勘定	合計	従業員数 (名)
株 ビポイホイ ド・ディン ド・ディス	本社 (東京都 港区)	金融関連事業	取引シ ステム	1	1	-	ı	ı	-	1
株式会社 ジャービ ス	本社 (東京都 港区)	その他 関連事業	管理 業務 設備	-	-	-	-	1	-	1

(注)1.現在休止中の主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等 該当事項はありません。
- (2)重要な設備の除却等 該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
 - (1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年 6 月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認 可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	122,717,800	122,717,800	東京証券取引所 スタンダード市場	完全議決権株式であり権利内容に制限のない標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	122,717,800	122,717,800		

⁽注)提出日現在の発行数には、2023年6月1日から本有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法により、2016年6月23日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

第11回新株予約権

	事業年度末現在 (2023年3月31日)	提出日の前月末現在 (2023年 5 月31日)
決議年月日	2019年 5 月22日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 156 当社子会社取締役 6 当社子会社従業員 4	同左
新株予約権の数(個)	2,347	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	234,7000	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	388 (注) 1	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年4月1日 至 2023年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 396.35 資本組入額 198.17	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という) に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は388円とする。

但し、行使価額は以下の定めにより調整を受けることがある。

2. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金 等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3.新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員(以下「権利行使資格」という。)にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

上記 の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸搬の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、以下の()から()に掲げる事由の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

- ()本新株予約権者が当社又は当社の子会社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
- () 本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に 規定する欠格事由に該当するに至った場合
- ()本新株予約権者が当社及び子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社 法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
- ()本新株予約権者が当社及び子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社 法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
- ()禁錮以上の刑に処せられた場合
- () 当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも700円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。

本新株予約権者の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも50円を下回った場合には、本新株 予約権は消滅するものとする。

第14回新株予約権

	事業年度末現在 (2023年3月31日)	提出日の前月末現在 (2023年 5 月31日)
決議年月日	2020年 6 月26日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社従業員 6 当社子会社取締役 4 当社子会社従業員 3	同左
新株予約権の数(個)	600	600
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000	60,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	94 (注) 1	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年11月1日 至 2024年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 96.54 資本組入額 48.27	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4	同左

(注) 1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という) に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は94円とする。

但し、行使価額は以下の定めにより調整を受けることがある。

2. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金 等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3.新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員(以下「権利行使資格」という。)にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

上記 の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸搬の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、以下の()から()に掲げる事由の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

- ()本新株予約権者が当社又は当社の子会社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
- () 本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に 規定する欠格事由に該当するに至った場合
- ()本新株予約権者が当社及び子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社 法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
- ()本新株予約権者が当社及び子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社 法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
- ()禁錮以上の刑に処せられた場合
- () 当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも150円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。

本新株予約権者の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも30円を下回った場合には、本新株 予約権は消滅するものとする。

4.組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為等」という)をする場合において、組織再編行為等の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ)において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に準じて決定する。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第17回新株予約権

	事業年度末現在 (2023年3月31日)	提出日の前月末現在 (2023年 5 月31日)
決議年月日	2021年 4 月22日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 10 当社子会社取締役 2	同左
新株予約権の数(個)	600	600
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000	60,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	178 (注) 1	同左
新株予約権の行使期間	自 2021年9月1日 至 2025年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 179.92 資本組入額 89.96	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4	同左

新株予約権の発行時(2021年4月22日)における内容を記載しております。

(注) 1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という) に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は178円とする。

但し、行使価額は以下の定めにより調整を受けることがある。

2. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2分の 1の金額とし、計算の結果 1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金 等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3.新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員(以下「権利行使資格」という。)にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当社又は当社の子会社の取締役が任期満了により退任した場合、当社又は当社の子会社の従業員が定年により退職した場合、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員が当社の子会社の監査役に就任することにより取締役を退任し又は退職した場合、その他当社が認める正当な事由により当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合は、この限りではない。

上記 の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸搬の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、以下の() から() に掲げる事由の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

- () 本新株予約権者が当社又は当社の子会社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
- () 本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に 規定する欠格事由に該当するに至った場合
- ()本新株予約権者が当社及び当社の子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
- ()本新株予約権者が当社及び当社の子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
- ()禁錮以上の刑に処せられた場合
- () 当社又は当社の子会社の社会的信用を害する行為、その他当社又は当社の子会社に対する背信的行 為と認められる行為を行った場合

本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも350円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。

本新株予約権者の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも53円を下回った場合には、本新株 予約権は消滅するものとする。

4.組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為等」という)をする場合において、組織再編行為等の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ)において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイから示までに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に準じて決定する。 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に準じて決定する。

新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第19回新株予約権

	事業年度末現在 (2023年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (2023年 5 月31日)
決議年月日	2022年 4 月14日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 10 当社子会社取締役 3 当社子会社従業員 1	同左
新株予約権の数(個)	14,780	14,780
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,478,000	1,478,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	319 (注) 1	同左
新株予約権の行使期間	自 2022年5月16日 至 2025年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 321.85 資本組入額 160.92	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4	同左

新株予約権の発行時(2022年4月14日)における内容を記載しております。

(注) 1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という) に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は319円とする。

但し、行使価額は以下の定めにより調整を受けることがある。

2. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3.新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員(以下「権利行使資格」という。)にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当社又は当社の子会社の取締役が任期満了により退任した場合、当社又は当社の子会社の従業員が定年により退職した場合、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員が当社の子会社の監査役に就任することにより取締役を退任し又は退職した場合、その他当社が認める正当な事由により当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合は、この限りではない。

上記 の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸搬の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、以下の() から() に掲げる事由の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

- () 本新株予約権者が当社又は当社の子会社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
- () 本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に 規定する欠格事由に該当するに至った場合
- ()本新株予約権者が当社及び当社の子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
- ()本新株予約権者が当社及び当社の子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
- ()禁錮以上の刑に処せられた場合
- () 当社又は当社の子会社の社会的信用を害する行為、その他当社又は当社の子会社に対する背信的行 為と認められる行為を行った場合

本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも500円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。

本新株予約権者の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも100円を下回った場合には、本新 株予約権は消滅するものとする。

4.組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為等」という)をする場合において、組織再編行為等の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ)において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に準じて決定する。 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に準じて決定する。

新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを 切り捨てるものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年4月1日~ 2019年3月31日(注)1	110,100	57,057,200	11	3,696	11	3,715
2019年4月1日~ 2020年3月31日(注)1	3,860,400	60,917,600	389	4,085	388	4,103
2020年4月1日~ 2021年3月31日(注)1	37,336,400	98,254,000	1,722	5,808	1,722	5,826
2021年4月1日~ 2022年3月31日(注)1	18,276,700	116,530,700	1,371	7,180	1,371	7,198
2022年4月1日~ 2023年3月31日 (注)1	6,187,100	122,717,800	697	7,877	697	697
2022年6月28日(注)2	-	-	-	-	7,198	-

⁽注) 1.新株予約権の行使によるものであります。

(5)【所有者別状況】

2023年3月31日現在

	株式の状況(1単元の株式数100株)						w — + \#		
区分 政府及び 地方公共 団体	地方公共 🕇 金融機関 📗		その他の	外国法人等		個人	÷T	単元未満 株式の状況 (株)	
			法人	個人以外	個人	その他	計	(1本)	
株主数(名)	-	4	32	227	61	100	40,642	41,066	-
所有株式数 (単元)	-	16,385	10,666	102,181	28,145	2,202	1,067,333	1,226,912	26,600
所有株式数 の割合(%)	-	1.34	0.87	8.33	2.29	0.18	87.00	100.000	-

⁽注) 1.自己株式4,060,000株は、「個人その他」に含めて記載しております。

^{2.2022}年6月28日付で、資本準備金7,198百万円をその他資本剰余金へ振り替えております。

^{2.}上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が50単元含まれております。

(6)【大株主の状況】

2023年 3 月31日現在

			月3 日現住
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自 己株式を除 く。)の総数に 対する所有 株式数の割合 (%)
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	5,826,600	4.91
リバイブ投資事業組合	東京都港区東麻布二丁目26番16号	2,804,400	2.36
松田 周	東京都港区	2,190,000	1.84
有賀 照家	東京都新宿区	2,004,000	1.68
モロフジ株式会社	福岡県みやま市瀬高町下圧1616番11号	1,620,000	1.36
小田 玄紀	東京都世田谷区	1,175,000	0.99
株式会社MAYAINVESTMENT	東京都港区三田二丁目20番3号	1,115,000	0.93
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,053,594	0.88
TOKAI TOKYO SECURITIES (ASIA) LIMITED (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	15/F 33 DES VOEUX ROAD CENTRAL CENTRAL HONG KONG (東京都港区港南二丁目15番1号)	810,700	0.68
鈴木 敬之助	東京都調布市	633,300	0.53
計	-	19,232,594	16.21

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容	
無議決権株式				
議決権制限株式(自己株式等)				
議決権制限株式(その他)				
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,060,000			
完全議決権株式(その他)	普通株式 118,631,200	1,186,312		
単元未満株式	普通株式 26,600			
発行済株式総数	122,717,800			
総株主の議決権		1,186,312		

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,000株(議決権50個)含まれております。

【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社リミックスポイント	東京都港区虎ノ門四丁目 3番9号	4,060,000	-	4,060,000	3.31
計		4,060,000	-	4,060,000	3.31

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条3号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価格の総額(百万円)
取締役会(2022年5月13日)での決議状況 (取得期間2022年7月4日~2022年9月30日)	4,000,000	2,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	4,000,000	1,938
残存決議株式の総数及び価格の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

E ()	当事業		当期間		
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	•	•	-	
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-	
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	
保有自己株式数	4,060,000	-	4,060,000	-	

3 【配当政策】

当社は「事業の成長・拡大および経営効率・収益性の向上により企業価値を高めつつ、財務基盤の健全性の確保、資本効率の向上、株主還元の強化をバランスよく追及することを基本的な方針とし、資本政策に取り組むこととしており、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置付けております。

当社は会社法第454条第5項に基づいて中間配当制度を採用しており、配当の決定は、中間配当及び期末の配当のいずれも取締役会としております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2023年 5 月12日 取締役会決議	474	2

- 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
 - (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】
 - コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループでは、法令遵守・企業倫理の徹底を行うとともに、経営の透明性を高め、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制の整備・運用を通じて、ステークホルダーからの信頼の向上と健全な企業経営を実現することを経営上の最優先課題として位置づけております。

以上のことから、当社は、当社グループが、株主をはじめとするステークホルダーの期待・信頼に応えつつ、経営の効率性を高め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として、「コーポレート・ガバナンス基本方針」を定めております。当該基本方針において、次のとおり、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方を定め、これを実践してまいります。

- 1. 当社は、常に最良のコーポレート・ガバナンスのあり方を追求し、その充実に継続的に取り組む。
- 2. 当社は、当社グループの持続的な成長および長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、その経営資源を有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む。
- (1) 株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使できる環境の整備に努め、株主の実質的な平等性を確保する
- (2) 株主・お客さま・従業員・取引先および地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーとの良好かつ円滑な関係の構築・維持に努めるとともに、健全な事業活動に 資する企業文化・風土を醸成する。
- (3) 会社情報を適時かつ適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 会社法上の機関設計は監査等委員会設置会社とし、独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組みを構築 し、取締役会による業務執行の監督機能を実効化する。
- (5) 財務報告の信頼性確保をはじめとする内部統制システムの整備・運用を充実する。
- (6) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

企業統治の体制

イ.企業統治の体制の概要およびその採用理由

当社は、監査等委員会設置会社を採用しておりますが、これは、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し取締役会の監査・監督機能を強化することにより、経営の透明性と客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。また、「コーポレート・ガバナンス基本方針」において、次のとおりコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方を定めております。

- 1. 当社は、常に最良のコーポレート・ガバナンスのあり方を追求し、その充実に継続的に取り組む。
- 2. 当社は、当社グループの持続的な成長および長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、その経営資源を有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む。

株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使できる環境の整備に努め、株主の実質的な平等性を確保する。

株主・お客さま・従業員・取引先および地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーとの良好かつ円滑な関係の構築・維持に努めるとともに、健全な事業活動に資する企業文化・風土を醸成する。

会社情報を適時かつ適切に開示し、透明性を確保する。

会社法上の機関設計は監査等委員会設置会社とし、独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組みを構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実効化する。

財務報告の信頼性確保をはじめとする内部統制システムの整備・運用を充実する。

中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

当社における取締役会は、本有価証券報告書提出日(2023年6月28日)現在で、監査等委員でない取締役2名(男性2名)及び監査等委員である取締役4名(男性4名)で構成されております。そのうち社外取締役は3名(監査等委員である取締役のうち3名が社外取締役)であり、取締役の50%を社外取締役で構成することにより、取締役会の監視・監督機能が強化されることを期待しております。

内部統制に関する主要機関は次のとおりです。

a 取締役会

企業統治に関する最高意思決定機関として毎月定例的に開催しております。また、重要事項の審議・決 裁のために意思決定の迅速化を図るためにも、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。

b 監査等委員会

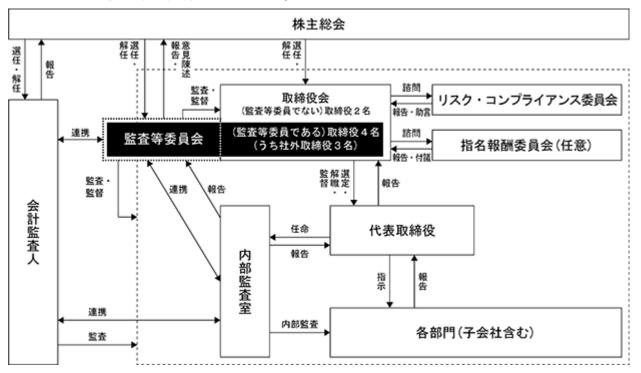
原則として月1回開催される監査等委員会において、監査等委員である取締役は、内部監査室から監査 結果等の報告を受けるとともに、業務の執行状況の監査・監督に関して情報及び意見の交換を行ってお ります。

c リスク・コンプライアンス委員会

当社グループのリスク管理およびコンプライアンスに関する具体的な施策を検討し実施するために設置 しております。監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役ならびに当社及び子会社の主要役職 員により構成されています。

d (任意の)指名報酬委員会

当社取締役会の任意の諮問機関として、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るために重要な役割を担う経営層の人事等に関する決定に係るプロセスの客観性及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ強化することを目的に、任意の指名報酬委員会を2021年4月22日の当社取締役会の決議に基づき設置しております(前身は、取締役会決議による任意の指名委員会)。任意の指名報酬委員会は、取締役会の決議によって取締役から選定された3名以上の委員で構成し、そのうち過半数は社外取締役となっています。



- 口.「内部統制システムの整備に関する基本方針」
- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役の経営参画により、業務執行に対する取締役会の監督機能を強化するとともに、意思決定プロセスの適正性・透明性の確保を図る。取締役会は、法令、定款、取締役会規程その他の社内規程に則り、重要事項を決定し取締役の職務執行を監督する。
 - (2) 「倫理コンプライアンス規程」を定め、教育・啓発活動を通じて、法令等遵守が企業の存立及び事業活動の基盤であることを浸透・徹底を図る。
 - (3) 取締役及び使用人全員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、取締役自らの率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。
 - (4) 「内部統制システム整備の基本方針」及び取締役会の指示に従い、リスク・コンプライアンス委員会においてコンプライアンスに関する重要な施策を審議・決定し、その活動状況を取締役会及び監査等委員会に対し報告する。
 - (5) 取締役及び使用人の職務の執行は、監査等委員会の監査を受ける。
 - (6) 内部通報システムを設け、法令違反、社内規程、重大な倫理・コンプライアンス違反があった場合には、その通報を受け、必要な調査を実施し、当該違反に対する対処並びに是正措置を講じる。
 - (7) 内部監査室は、内部監査の結果及び改善課題を取締役社長及び監査等委員会に報告し、当該改善課題の対応状況を確認する。
 - (8) 反社会的勢力の排除に関し、反社会的勢力とは断固として関係を持たないことを基本とし、弁護士や警察等との連携を図り、組織的に対応する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る文書及び情報については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
 - (2) 取締役又は監査等委員である取締役が常時閲覧できるような状態で保管・管理する。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 取締役会はリスク管理規程に則りリスクの発生防止及び損失の最小化に努めることとし、リスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い適切な施策を決定するとともに施策の有効性評価を行う。
 - (2) 各部門の所管業務に付随する個別リスクについては、社内規程に明確にされた職務分掌及び権限に基づいて、それぞれの部門において責任をもって第一義的に管理し対応する。
 - (3) 新たに生じたリスクへの対応に対しては、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い速やかに適切な施策を実施する。
 - (4) 内部統制監査部門は、監査により損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれらがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役社長に報告するとともに関連する担当部門に連絡し、迅速な連携を図り、その対応について速やかに対処する。また、取締役社長及び監査等委員会に対し、改善課題の対応状況を報告する。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項に関する審議・決議及び取締役の業務執行状況の 監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - (2) 職務決裁権限規程に基づき、迅速かつ効率的な意思決定を図る。
 - (3) 取締役会において年度予算及び中期経営計画の策定を行うとともに、月次で進捗状況の管理を行い職務執行にフィードバックする。
 - (4) 情報伝達や業務においてITを有効かつ適切に利用することにより職務執行の効率化を図る。

- 5. 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社からなる企業集団(以下「当社グループ」という)の業務の適正を確保するために、また、グループ間取引の適正の確保を図るため、関係会社管理規定に基づき、当社グループに関する業務の全般を管理し、監視体制及び報告体制を確保する。
 - (2) 子会社の取締役の職務執行が効率的に行われるよう、関係会社管理規程において協議すべき事項及び報告すべき事項を明確化するとともに、具体的な業務執行については子会社の自主性を尊重する。子会社の取締役は、当社の役員連絡会、取締役会及びその他のレポーティングルートを通じて、自社の営業成績、財務状況その他の重要な情報等について、当社に対し定期的な報告を行う
 - (3) 当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。また、当社グループ各社に共通する間接部門の業務についてはできるだけ共有化を図り、グループ全体で効率的な経営に努める。
 - (4) 監査等委員会及び内部監査室は、子会社を定期的な監査の対象とし、子会社の取締役の業務執行の状況、財務報告に係る内部統制の整備・運用の状況の評価等を行う。
- 6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する 指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会による円滑な職務遂行ができるように必要なスキルその他について意見を聴取したうえで人選し、監査等委員会の同意を得て任命する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
 - (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとする。また、当該使用人に関する人事異動、考課、懲戒処分等は監査等委員会の同意のもとに行う。
- 7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社グループの取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事項若しくは法令又は定款に 違反する事項が発生し又は発生するおそれがあるときは、その内容につき速やかに監査等委員会に報告 する。
 - (2) 内部監査室は、監査等委員会に対して、監査の結果及び改善状況並びに財務報告に係る内部統制の評価の状況等を報告する。
 - (3) 監査等委員会から求めがあった場合には、当社グループの取締役、監査役及び使用人は業務執行状況に関する報告をする。
 - (4) 監査等委員会は、内部通報制度の運用状況及び事案の内容について定期的に報告を受け、適宜指示・助言等を行う。
 - (5) 監査等委員会に直接間接を問わず報告・通報又は説明を行った者に対して、当該報告・通報又は説明を行ったことを理由として、人事上その他一切の点で不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を社内に周知徹底する。
- 8. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 監査等委員会は、監査等委員である取締役の職務執行上必要と認められる費用について予算計上するように努める。
 - (2) 会社は、監査等委員である取締役の職務執行上の費用に関する前払等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き速やかにこれに応じるものとする。また、会社は、緊急又は臨時に支出した費用については、当該支出が適正でない場合を除き事後の償還請求に応じる。
 - (3) 監査等委員会は、その職務の執行に必要と認められるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部専門家を任用することができる。その費用については会社に請求することができる。
 - (4) 監査等委員である取締役は、費用の支出に当たってはその適正性及び効率性に留意するものとする。

- 9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 会社は、監査等委員会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
 - (2) 代表取締役は、取締役(監査等委員である取締役を除く)、子会社取締役、主要部長とともに、監査等委員会との間で定期的な情報及び意見の交換を行う。
 - (3) 監査等委員会は、会計監査人、子会社監査役及び内部監査室と、当社グループの監査に関して定期的に 意見及び情報の交換を行うなどして緊密な連携を図る。

10.財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムを構築し維持する。また、当該システムが適正かつ有効に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及び関連法令の要求に対する適合性を確保する。

また、反社会的勢力との関係遮断、反社会的勢力への対応に関する当社の基本方針は次のとおりであります。

当社は、反社会的勢力に対して組織全体として対応を行うとともに、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保するものとする。

当社は、反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求は拒絶しなければならない。

当社は、反社会的勢力による不当要求はこれをあくまで拒絶する。反社会的勢力による不当要求が組織や当会社の役職員等の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。

当社は、有事においては、民事と刑事の両面から法的対応を行うことを躊躇しない。

当社は、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方への資金等の提供その他便宜の供与を行わない。

当社は、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方との間で一切の取引を行ってはならない。

八.リスク管理体制の整備の状況

上述の「ロ.内部統制システムの整備の状況」中の、「内部統制システムの整備に関する基本方針 (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載された体制を整備しております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である今川愼一氏、高山雄大氏、江藤美帆氏および山田庸一氏は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

会社補償契約

当社は取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

(1)被保険者の範囲

当社及び当社のすべての子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職

(2)保険内容の概要

被保険者が負担することとなる法律上の賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

取締役、会計監査人の責任免除

当社は、取締役、会計監査人の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であったものを含む)、及び会計監査人(会計監査人であったものを含む)の損害賠償責任を、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役、会計監査人が期待される能力を十分に発揮しやすい環境を整えることを目的とするものであります。

取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役は、それぞれ10名以内にする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、また累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等の決定権限を取締役会に付与することにより、機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役会、(任意の)指名報酬委員会及びリスク・コンプライアンス委員会の活動状況

(1) 取締役会の活動状況

•		
区分	氏 名	取締役会出席状況
代表取締役社長CEO	小田 玄紀	全17回中17回
取締役経営管理部長	高橋 由彦	全17回中17回
取締役エネルギー事業部長	中込 裕司	全12回中12回
監査等委員である取締役(社外取締役)	今川 愼一	全17回中17回
監査等委員である取締役(社外取締役)	高山雄大	全17回中17回
監査等委員である取締役(社外取締役)	江藤 美帆	全17回中15回
監査等委員である取締役(社外取締役)	山田 庸一	全12回中12回

- (注) 1.上記の取締役会の開催回数の外、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。
 - 2.2022年4月1日から2023年3月31日までに開催された取締役会は17回であり、取締役である中込裕司氏及び監査等委員である取締役の山田庸一氏の両氏の就任以降開催された取締役会は12回となっております。

当事業年度における取締役会においては、経営に関する重要事項に関する審議・決議のほか、エネルギー 事業を取り巻く事業環境の変化への対応、新規投資案件の検討及び当社グループの経営環境を鑑みた事業 ポートフォリオの再構築の推進について重点的に審議いたしました。

(2) (任意の)指名報酬委員会

過半数が社外取締役で構成される任意の指名報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しております。 当事業年度は、合計4回開催し、取締役候補者の選定、代表取締役・役付取締役の選定、取締役のスキルマトリックスを含む取締役会の構成に関する事項、並びに取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針及び報酬等の内容等、役員等の人事及び報酬に関する事項について審議いたしました。

区分	氏 名	取締役会出席状況
代表取締役社長CEO	小田 玄紀	全4回中4回
監査等委員である取締役(社外取締役)	今川 愼一	全4回中4回
監査等委員である取締役(社外取締役)	高山 雄大	全4回中4回
監査等委員である取締役(社外取締役)	江藤 美帆	全4回中4回
監査等委員である取締役(社外取締役)	山田 庸一	全3回中3回

(注) 2022年4月1日から2023年3月31日までに開催された指名報酬委員会は4回であり、監査等委員である取締役の山田庸一氏の就任以降開催された指名報酬委員会は3回となっております。

(3) リスク・コンプライアンス委員会の活動状況

リスク・コンプライアンス委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)、監査等委員である取締 役ならびに主要役職員により構成され、新たに生じたリスクへの対応として、リスク評価を行い適切な施策 を決定するとともに、施策の有効性評価を行っております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長CEO	高橋由彦	1970年 1 月17日	1992年4月 名古屋短資株式会社(現セントラル株式会社)入社 1997年10月 太田昭和監査法人(現 FY新日本有限監査法人)入所 2001年4月 公認会計士 登録 2001年7月 野村證券株式会社入社 同社主計部フィナンシャルアカウンングニ課長 2010年5月 公益財団法人財務会計基準機構 出向企業会計基準負金専門研究員 株式会社アイレップ 入社(経理財活会社アイレップ 入社(経理財活会社アイレップ 入社(経理財活会社アイレップ 入社(経理財活会社アイレップ 入社(経理財活会社アイレップ 入社(経理財活会社アイレップ 入社(経理財活会社アイレップ 入社(経理財活会社アイレップ 入社(経理財活会社アイレップ 入社(経理財活会社を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を	で ディ (注)3 第担	11,367
取締役	秋田 真人	1977年8月15日	2000年4月 ジャペル株式会社 入社 2003年3月 株式会社イントラクトコムジャパン イーエムシー株式会社 入社 2013年10月 当社 第一事業部 部長 当社 エネルギーソリューション 事長 2020年10月 当社 執行役員 エネルギーソリューショ業部長兼第二ソリューション部長 2021年4月 当社 執行役員 レジリエンス事業部長 2023年4月 当社 執行役員 レジリエンス事業部別 部長 1023年6月 当社 執行役員 レジリエンス事業 (現任) 2023年6月 当社 取締役(現任)	業部 ショ (注)3	-

(監査等委員) 2020年5月 クローハル・ソリューショク・・コク サルティング株式会社 入社 (現任) 2020年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任) 1999年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 九段綜合法律事務所 入所 2014年7月 大阪国税不服審判所 国税審判官 東京国税不服審判所 国税審判官 2018年8月 法律事務所チェスター(現CST法律事務 所)パートナー弁護士(現任) 2019年3月 スマートフィナンシャル株式会社(現 HashDash株式会社)監査役(現任) 2022年6月	役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員) 高山 雄大 1973年9月10日 2001年4月 2015年4月 2015年4月 2015年4月 2015年4月 2016年8月 2016年8月 2016年7月 2016年8月 2016年7月 2016年7月 2016年8月 2019年6月 2019年7月 2019年8月		瀧澤 文基	1979年 3 月15日	2005年7月 2007年4月 2013年10月 2018年4月 2021年4月 2022年10月	ン 入社 ラド・インターナショナル株式会社 入社 イーエムシー株式会社 入社 当社 第一事業部サービス運営グループ マネージャー 当社 エネルギーソリューション事業部 第二ソリューション部業務管理グループ マネージャー 当社 エネルギー事業部業務管理部長 兼 契約管理グループ マネージャー 当社 エネルギー事業部業務管理部長 兼 更約管理グループ マネージャー 当社 エネルギー事業部業務管理部長 東 電力小売グループ契約チーム シニアマネージャー 兼 経営管理部担当部 長(現任) 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 5	-
取締役 (監査等委員) 山田 庸一 1973年7月17日 19		高山 雄大	1973年 9 月10日	2001年4月 2020年5月	任監査法人) 入所 公認会計士 登録 グローバル・ソリューションズ・コン サルティング株式会社 入社(現任) 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	3,740
2000年7月 アンダーセンコンサルティング株式会社(現 アクセンチュア株式会社)入社2005年3月 RAUL株式会社代表取締役(現任)2014年12月 一般社団法人エネルギー情報センター理事(現任)2015年4月 デナジー株式会社取締役(現任)2015年6月 当社取締役(監査等委員)2016年8月 一般社団法人サステナブルコミュニケーション協会理事(現任)2018年4月 一般社団法人つなぐ未来研究所理事(現任)2018年7月 株式会社ビットポイントジャパン監査役2019年8月 一般社団法人環境エネルギー循環センター理事(現任)		山田 庸一	1973年 7 月17日	2014年7月2016年7月2018年8月2019年3月2019年6月	九段綜合法律事務所 入所 大阪国税不服審判所 国税審判官 東京国税不服審判所 国税審判官 法律事務所チェスター(現CST法律事務 所)パートナー弁護士(現任) スマートフィナンシャル株式会社(現 HashDash株式会社)監査役 株式会社ビットポイントジャパン 社外 監査役(現任)	(注) 4	-
		江田 健二	1977年1月5日	2000年7月 2005年3月 2014年12月 2015年4月 2015年6月 2016年8月 2018年4月 2018年7月	アンダーセンコンサルティング株式会社(現 アクセンチュア株式会社)入社RAUL株式会社代表取締役(現任)一般社団法人エネルギー情報センター理事(現任)デナジー株式会社 取締役(現任)当社 取締役(監査等委員)一般社団法人サステナブルコミュニケーション協会理事(現任)一般社団法人つなぐ未来研究所理事(現任)株式会社ビットポイントジャパン 監査役一般社団法人環境エネルギー循環センター理事(現任)	(注) 5	14,000

- (注)1.高山雄大、山田庸一、江田健二は、社外取締役であります。 2.当社の監査等委員会については次のとおりであります。 委員長 瀧澤文基、委員 高山雄大、委員 山田庸一、 委員 江田健二
 - 3.2023年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
 - 4.2022年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
 - 5.2023年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
 - 6. 役員の所有株式数は、2023年6月15日現在のものであります。 なお、この株式数には、当社役員持株会における本人の持分を含めております。

社外取締役の状況

当社の社外取締役は、本報告書提出日現在において3名で、監査等委員4名のうち3名は社外取締役であります。

当社と各社外取締役との間には、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。また、各氏が現在、過去において取締役である又はあったその他の会社との間で、人的関係、資本的関係および取引関係はありません。なお、社外取締役の所有する当社株式は、リミックスポイント役員持株会を通じての保有分であります。

各社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割は以下の通りであります。

高山雄大氏は、公認会計士として、会計及び監査の専門家としての豊富な知識と経験を有しております。山田庸一氏は、弁護士として培われた豊富な知識と経験を有しております。江田健二氏は、事業会社の経営及び、エネルギー関連に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。各社外取締役が独立した客観的な立場からそれぞれの知識・経験に基づく高度な情報収集力を組み合わせ、取締役の職務の執行及び内部統制システム、会計監査人の職務の執行等について適切に意見を述べることであります。

なお、当社が定める社外取締役を選任するため会社からの独立性に関する判断基準の概要は、本報告書提出 日現在において、次のとおりであります。

「社外取締役の独立性判断基準」

当社は、当社における社外取締役の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外取締役(その候補者も含む。以下同様とする)が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合には、当社にとって十分な独立性を有しているものとみなします。

ただし、以下の第2項乃至第10項のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、 当社の独立取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役 の要件を充足としており、かつ、当該人物が当社の独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説 明することを条件に、当該人物を当社の独立取締役とすることができるものとします。

独立取締役の選定に際しては、選定過程の透明性および公平性を確保し、独立取締役がその期待される役割を十分に果たすことを可能とするため、取締役会において独立取締役に十分に説明しその了解を得るか、独立 取締役の推薦または同意を得るものとします。

また、当社において、現在、独立取締役の地位にある者が独立取締役として再任されるためには、通算の在任期間が8年間を超えないことを要するものとします。

- 1. 当社およびその現在の子会社(以下「当社グループ」という)の業務執行取締役、執行役、常勤監査役、執行役員または支配人その他の使用人、理事等(以下「業務執行者」という)ではなく、また、その就任の前10年間においても当社またはその現在の子会社の業務執行者ではなかったこと。
- 2. 当社の大株主(直近の事業年度末において自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう)ではなく、または大株主が法人、組合等の団体である場合には当該大株主またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者ではないこと。
- 3. 当社の現在の兄弟会社(当社と同一の親会社等(当該会社の経営を支配している者を含む)を有する他の会社をいう)の業務執行者ではないこと。

- 4.次のいずれかに該当する取引先等または当該取引先等、その親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者ではないこと。
 - (1) 当社グループの主要な取引先(当社グループの製商品等の販売先または仕入先であって、直近事業年度における年間取引金額が当社の連結売上高または当該取引先の連結売上高の2%以上のものをいう)
 - (2)当社グループの主要な借入先(当社グループが借入を行っている金融機関等であって、その借入残高が当社事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関等の連結総資産の2%以上のものをいう)
 - (3) 当社グループが議決権ベースで直接・間接で10%以上の株式を保有する企業等
- 5. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士ではないこと。
- 6. 当社グループから、役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等、専門的サービスを行う者ではないこと。
- 7. 当社グループから、多額の金銭その他の財産上の利益を得ている法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム、アドバイザリー・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者ではないこと。
- 8. 当社グループから多額の寄付または助成を受けている者、当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の理事その他の業務執行者ではないこと。
- 9. 社外役員の相互就任関係(当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役または社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう)となる他の会社の業務執行者ではないこと。
- 10. 近親者(配偶者、二親等内の親族または同居の親族をいう)が第1項乃至第9項のいずれか(第5項乃至 第7項を除き、重要な業務執行者に限る)に該当していた者ではないこと。
- 11.過去5年間において、第2項乃至第10項のいずれかに該当していた者ではないこと。
- 12.前各項の定めにかかわらず、その他、当社の一般株主全体との関係において、当社と恒常的に実質的な利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者ではないこと。

社外取締役による監督と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門と の関係

社外取締役による監督は、毎月1回以上の取締役会において取締役の業務執行が報告され、監督を行っております。内部監査との関係につきましては、毎月1回以上内部監査室による内部監査結果が監査等委員会において報告されております。監査等委員による監査は、内部統制部門が構築した内部統制システムを活用し、会計監査と相互に連携して行っております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当事業年度における監査等委員会は、会計や法務などの専門性や他社における経営経験など、豊富な知見を有する監査等委員である取締役4名(すべて社外取締役)で構成されております。当社における監査等委員会監査は、原則として月1回開催される監査等委員会において、監査等委員である取締役は、内部監査室から監査結果等の報告を受けるとともに、業務の執行状況の監査・監督に関して情報及び意見の交換を行っております。また、子会社の監査役と連携し、適宜、情報・意見の交換を図っております。なお、当社業務部門、事業拠点、役職員等のいずれの数も比較的少ないのに加え、内部監査室による内部監査結果が監査等委員会において、取締役の業務執行の状況が取締役会において、毎月1回以上報告されているほか、内部通報制度や役員連絡会等を通じて情報収集が容易である等、内部統制システムを通じて十分な監査業務を遂行できる環境が整備されているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

当事業年度における監査等委員の主な活動状況は、次のとおりであります。

氏名	活動状況
今川 愼一	当事業年度開催の監査等委員会14回の全てに出席し、公共性の高い企業において国内 外における豊富な経験と高度な見識から必要な意見を適宜行っております。
高山 雄大	当事業年度開催の監査等委員会14回の全てに出席し、会計分野における豊富な経験及び見識並びに会計士としての専門的知見及び経験から必要な発言を適宜行っております。
江藤 美帆	当事業年度開催の監査等委員会14回のうち12回に出席し、IT業界及びマーケティング 業界における事業運営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識から必要な意見 を適宜行っております。
山田 庸一	社外取締役就任後開催の監査等委員会10回の全てに出席し、コンプライアンス全般に 関する見識並びに弁護士としての専門的知見及び経験から必要な意見を適宜行ってお ります。

- (注) 1.2023年6月28日開催の第20期定時株主総会の決議に基づき就任した、監査等委員瀧澤文基は、当社 入社後、業務管理部門及び経営管理部門に従事し、現在エネルギー事業部業務管理部長や経営管理 部担当部長(コンプライアンス担当)を務めており、業界への知見の他、コンプライアンスに関す る経験や知識を有しております。江田健二氏は、事業会社の経営及び、エネルギー関連に関する豊 富な経験と幅広い見識を有しております。
 - 2.2022年4月1日から2023年3月31日までに開催された監査等委員会は14回であり、監査等委員である取締役の山田庸一氏の就任以降開催された監査等委員会は10回となっております。

監査等委員会における具体的な検討内容は、内部統制システムの整備・運用状況、監査方針・監査計画策定、会計監査人の監査の評価、及び取締役会の実効性評価等です。また、監査等委員である取締役の活動としては、取締役会に出席し、業務執行取締役等から業務の執行状況の報告を受け、決議事項の審議に際して積極的に質疑や意見を述べ、意思決定の過程や内容について監督をおこなうとともに、原則として月1回開催される役員連絡会において、代表取締役、取締役(監査等委員である取締役を除く)、主要管理職及び子会社社長に出席を求め、当社の経営・事業に関する情報及び意見の交換を行い、密度の濃い監査等を実施しております。また、監査等委員である取締役は、会計監査人の監査の独立性と適正性を確認しながら、会計監査人から監査計画及び監査結果に関する報告を受けるとともに、会計監査人と情報及び意見の交換を適宜行っております。

内部監査の状況

a. 内部監査の組織、人員及び手続

当社における内部監査は、代表取締役社長の直轄部門である内部監査室(1名)が、経営諸活動の管理・運営の制度および業務の遂行状況を合法性・合理性の観点から検証・評価し改善に貢献することにより、会社財産の保全ならびに経営の合理化・効率化および業務の適正化に寄与することを目的に、当社に対する内部監査を行い、この内部監査の結果について、定期的に代表取締役社長や監査等委員会に対し報告をしております。

また、内部統制システムの構築・運用状況の評価については、内部監査室が経営管理部その他関連組織及び子会社内部監査室と連携のうえ行っております。

b. 内部監査、監査等委員会及び会計監査の相互連携

内部監査室は、月1回開催される監査等委員会に出席し、必要に応じて各事業部門や子会社に対する内部 監査の結果、発見された課題等の共有を行っております。また、内部監査室は、財務報告に係る内部統制 の整備・運用状況や内部監査の活動状況について、会計監査人と定期的に意見交換や情報共有を行いなが ら、相互連携に努めています。さらに、内部監査室は、監査等委員会とともに、会計監査人から監査計画 や会計監査結果(四半期レビュー・年度監査)、及び監査上の主要な検討事項等について説明を受けるな どして情報共有に努めています。

C. 内部監査の実効性を確保するための取組

内部監査室は、その独立性を確保するため、代表取締役社長の直轄部門として組織され、定期的に代表 取締役社長へ内部監査の結果等について直接報告するほか、月1回開催される監査等委員会へ出席し、必要 に応じて各事業部門や子会社に対する内部監査の結果、発見された課題等の共有を行っております。

会計監査の状況

- a.監査法人の名称 アスカ監査法人
- b. 継続監査期間 12年間
- c.業務を執行した公認会計士 指定社員 若尾 典邦 指定社員 小原 芳樹
- d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士1名、その他7名で構成されております。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選任にあたっての方針は以下の通りです。

監査法人としての独立性及び品質管理体制、並びに監査チームとしての専門性及び監査手続の適切性を 具備していること。

当社グループの展開する事業分野に対する理解度が高く、より専門的かつ適切な監査が可能であること。

監査報酬見積額についてその算定根拠が合理的であり、見積額が適切であること。

以上を総合的に検討した結果、アスカ監査法人を会計監査人として選定しております。

監査法人の再任に際しては、監査等委員会が定める「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」に 照らして、該当する事実の有無について担当部署や監査法人との面談等を通じて確認を行い、その結果を 総合的に勘案して判断しております。当該方針は、次のとおりです。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の執行状況等に留意し、毎期検討を行います。その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

f.監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会として、監査法人の再任手続の過程で、監査法人から品質管理体制、独立性や専門性、 監査計画、監査結果の概要等の報告を受けるとともに、担当部署からもその評価について聴取を行い、 それらを踏まえていずれの事項についても問題ないとの評価を行っております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

E ()	前連結会計年度		前連結会計年度 当連結会		会計年度
区分	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	
提出会社	18	-	18	-	
連結子会社	23	1	5	-	
計	41	1	24	-	

当社グループが監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務に基づく報酬の内容は、BPJにおける 顧客資産の分別管理の検証委託業務であります。

b. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

c. 監査報酬の決定方針

監査日数等を勘定した上で決定しております。

d. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠を確認し、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断したためであります。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定等については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」において次のとおり定めております。

- 1.業務執行取締役の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、当該業務執行取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。
- 2.独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならない。
- 3. 取締役の報酬等については、取締役会が株主総会に提出する議案の内容を定め、監査等委員を除く取締役の個人別の報酬等の額については、過半数が社外取締役で構成される任意の指名報酬委員会において審議する。監査等委員会は、監査等委員でない取締役の報酬等について意見を述べることができる。
- 4. 当社は、取締役に対して支払われた報酬等の額について、適用される法令・規則等に基づき、適切な方法により開示する。

(役員の報酬等の決定権者)

a. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で代表 取締役が報酬案を策定しております。監査等委員を除く取締役の個人別の報酬等の額については、過半 数が社外取締役で構成される任意の指名報酬委員会において審議及び決議しております。監査等委員会 は、監査等委員でない取締役の報酬等について株主総会で意見を述べることができます。

b. 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議に基づき全員一致の決議によって決定しております。

(役員の報酬等に関する株主総会決議の内容)

a. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)

2018年6月28日開催の第15期定時株主総会(当時の取締役は8名)において、報酬等総額は年額1,000百万円以内(うち社外取締役分は200百万円以内)(ただし、いずれも従業員分給与は含まれない)と決議されております。なお、定款において取締役の員数は10名以内と定めております。

b. 監査等委員である取締役

2015年6月26日開催の第12期定時株主総会(当時の監査等委員である取締役は4名)において、報酬等総額は年額200百万円以内と決議されております。なお、定款において監査等委員である取締役の員数は10名以内と定めております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

	報酬等の	報酬	報酬等の種類別の総額(百万円)			
役員区分	総額 (百万円)	固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	左記のう ち、非金銭 報酬等	対象となる 役員の員数 (名)
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	34	34	1	-	-	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	17	17	-	-	-	8

- (注) 1. 当事業年度末現在の社外役員の員数は、監査等委員である取締役4名であります。
 - 2.役員ごとの報酬等の総額等については、報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。
 - 3.取締役の報酬等の額には従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。なお、従業員兼務取締役の従業員分給与のうち重要なものはありません。

- 4.取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
- (1) 取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年4月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を 決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、取締役会で 選任された過半数が社外取締役で構成される任意の指名報酬委員会に諮問しております。

(2) 取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

固定報酬に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

取締役の報酬は、固定の基本報酬(金銭)のみとし、年額を12等分し毎月支給することとします。基本報酬は、各取締役の役位、職責等に応じて定めるものとし、経営環境等を勘案して適宜見直します。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定の方法

代表取締役が当社の業績等を踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、報酬 案を策定します。その後、報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を確保するため、任意の指名 報酬委員会における審議及び決議により決定いたします。

(3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した 理由

任意の指名報酬委員会が、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容を決定方針との整合性を含め、総合的に検討を行っており、取締役会は、その審議内容を尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするものを純投資目的である投資株式とし、保有により業務提携関係の維持・強化につながるものを純投資目的以外の目的である投資株式とする方針です。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の 内容

当社は、政策投資を目的とする株式(以下「政策保有株式」といいます。)については、パートナーとの関係強化や協業促進など戦略的意義が認められ、当社グループの企業価値向上に資すると判断される場合を除き、保有しない方針としております。また、政策保有株式を保有するに至った場合、個別の銘柄について、その保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を、毎年、取締役会において具体的に精査し、保有の適否を検証することとしております。この検証の結果を踏まえ、政策保有株式の保有の意義が失われた場合には、当該保有株式の処分を検討することとしております。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	6	174
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報 該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの 該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの 該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

- 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に 基づいて作成しております。
 - (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、アスカ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、次のような対応をとっております。会計基準の変更等について正確な情報を収集するために、公益財団法人財務会計基準機構に加入するとともに、同機構、監査法人、各種団体等の主催する研修会・講習会等に参加しております。さらに、顧問税理士や公認会計士等から適宜助言を得て適切な会計処理を行うようにしております。また、重要な会計基準の変更等については、取締役会等へ適切に付議・報告をしております。

1 【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (2022年 3 月31日)	当連結会計年度 (2023年 3 月31日)
産の部	(==== 1 = 73= 14)	(==== , = , 3= , = ,
·— · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
現金及び預金	4,896	11,17
売掛金及び契約資産	1,971	4,00
商品	251	2
製品	94	
原材料及び貯蔵品	126	(
未収法人税等	-	1,1
営業投資有価証券	370	3
利用者暗号資産	46,097	
自己保有暗号資産	4,969	1,
差入保証暗号資産	1,170	
預託金	6,709	
差入保証金	2,493	
その他	2,051	6
貸倒引当金	55	1
流動資産合計	71,147	17,6
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	60	
減価償却累計額	4	
 建物及び構築物(純額)	56	
	92	
減価償却累計額	62	
 車両運搬具及び工具器具備品(純額)	29	
有形固定資産合計	86	1
無形固定資産 無形固定資産		
ソフトウエア	662	
ソフトウエア仮勘定	15	
無形固定資産合計	677	
投資その他の資産		
投資有価証券	67	
敷金及び保証金	688	1,3
固定化債権	16	
繰延税金資産	299	
その他	41	
貸倒引当金	56	
投資その他の資産合計	1,057	1,4
固定資産合計	1,821	1,6

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (2022年 3 月31日)	当連結会計年度 (2023年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	638	520
未払金	1,406	430
預り金	6,569	348
預り暗号資産	46,097	-
未払法人税等	1,656	774
借入暗号資産	2,028	-
関係会社事業損失引当金	2	-
その他	456	371
流動負債合計	58,853	2,445
固定負債		
繰延税金負債	<u> </u>	0
固定負債合計	-	0
負債合計	58,853	2,445
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,180	7,877
資本剰余金	7,201	3,268
利益剰余金	268	7,629
自己株式	18	1,956
株主資本合計	14,096	16,819
新株予約権	18	6
純資産合計	14,114	16,826
負債純資産合計	72,968	19,271

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(単位:百万円) 当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	1 28,753	1 32,789
	2 15,018	2 31,167
	13,735	1,621
販売費及び一般管理費	з 5,530	з 3,472
営業利益又は営業損失()	8,205	1,850
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	2	0
経営指導料	-	215
為替差益	3	4
和解金収入	12	-
違約金収入	12	-
その他	5	30
営業外収益合計	37	251
営業外費用		
支払利息	4	-
持分法による投資損失	-	104
投資事業組合運用損	10	0
支払手数料	-	2
新株予約権発行費	5	1
株式交付費	15	6
貸倒引当金繰入額	27	4
その他	6	2
営業外費用合計	69	124
経常利益又は経常損失()	8,173	1,722
特別利益		
固定資産売却益	-	4 59
関係会社株式売却益	-	5 8,921
保険金収入	24	-
特別利益合計	24	8,981
特別損失		
固定資産除却損	6 19	-
本社移転費用	5	-
出資金評価損	0	-
特別損失合計	25	-
税金等調整前当期純利益	8,172	7,258
法人税、住民税及び事業税	1,558	3,940
法人税等調整額	299	51
法人税等合計	1,258	3,991
当期純利益	6,913	3,267
親会社株主に帰属する当期純利益	6,913	3,267

【連結包括利益計算書】

		(単位:百万円)_
	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	6,913	3,267
包括利益	6,913	3,267
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	6,913	3,267
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

株主資本					如此又始先	は次立へ≐□	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	5,808	5,830	7,324	18	4,296	26	4,322
会計方針の変更によ る累積的影響額			144		144		144
会計方針の変更を反映 した当期首残高	5,808	5,830	7,180	18	4,440	26	4,466
当期変動額							
新株の発行	1,371	1,371			2,743		2,743
連結範囲の変動に伴 う利益剰余金の減少 高			1		1		1
欠損填補					-		-
自己株式の取得					-		-
親会社株主に帰属す る当期純利益			6,913		6,913		6,913
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						7	7
当期変動額合計	1,371	1,371	6,911	-	9,655	7	9,647
当期末残高	7,180	7,201	268	18	14,096	18	14,114

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

株主資本					ᅉᄽᇴᄽᆄ	姑次 弃△≒	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	7,180	7,201	268	18	14,096	18	14,114
会計方針の変更によ る累積的影響額					-		-
会計方針の変更を反映 した当期首残高	7,180	7,201	268	18	14,096	18	14,114
当期変動額							
新株の発行	697	697			1,395		1,395
連結範囲の変動に伴 う利益剰余金の減少 高					-		-
欠損填補		4,630	4,630		-		-
自己株式の取得				1,938	1,938		1,938
親会社株主に帰属す る当期純利益			3,267		3,267		3,267
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						12	12
当期変動額合計	697	3,933	7,897	1,938	2,723	12	2,711
当期末残高	7,877	3,268	7,629	1,956	16,819	6	16,826

【連結キャッシュ・フロー計算書】

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(単位:百万円) 当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	<u> </u>	<u> </u>
税金等調整前当期純利益	8,172	7,258
減価償却費	229	268
貸倒引当金の増減額(は減少)	53	145
受取利息及び受取配当金	2	1
支払利息	4	-
関係会社株式売却損益(は益)	-	8,921
株式交付費	15	6
新株予約権発行費	5	1
持分法による投資損益(は益)	-	104
固定資産売却益	-	59
固定資産除却損	19	-
保険金収入	24	-
違約金収入	12	-
和解金収入	12	-
投資事業組合運用損益(は益)	10	(
出資金評価損益(は益)	0	
関係会社事業損失引当金の増減額(は減少)	0	(
売上債権の増減額(は増加)	311	2,090
棚卸資産の増減額(は増加)	208	164
利用者暗号資産の増減額(は増加)	13,372	23,037
自己保有暗号資産の増減額(は増加)	1,793	1,932
差入保証暗号資産の増減額(は増加)	858	636
預託金の増減額(は増加)	2,819	2,778
差入保証金の増減額(は増加)	2,033	32
その他流動資産の増減額(は増加)	1,897	415
仕入債務の増減額(は減少)	2,403	117
未払金の増減額(は減少)	135	244
預り金の増減額(は減少)	2,824	2,354
預り暗号資産の増減額(は減少)	13,372	23,037
未払消費税等の増減額(は減少)	537	91
借入暗号資産の増減額(は減少)	184	593
その他流動負債の増減額(は減少)	238	79
その他	21	
小計	445	719
利息及び配当金の受取額	2	
利息の支払額	4	
法人税等の還付額	4	(
法人税等の支払額	36	6,124
保険金の受取額	24	
違約金の受取額	12	
和解金の受取額	12	
 営業活動によるキャッシュ・フロー	429	6,843

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資事業組合出資金の払戻による収入	-	10
貸付けによる支出	-	326
貸付金の回収による収入	-	326
有形固定資産の取得による支出	79	44
無形固定資産の取得による支出	215	250
無形固定資産の売却による収入	-	648
投資有価証券の取得による支出	26	-
定期預金の払戻による収入	6	-
関係会社株式の売却による収入	-	4,656
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却によ る収入	-	2 8,688
差入保証金の回収による収入	0	-
敷金の差入による支出	112	8
敷金の回収による収入	167	0
出資金の払込による支出	-	14
投資活動によるキャッシュ・フロー	259	13,685
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	-	1,938
新株予約権の発行による収入	19	6
新株予約権の行使による株式の発行による収入	2,695	1,367
配当金の支払額	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,715	564
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,026	6,277
現金及び現金同等物の期首残高	2,889	4,896
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	19	-
	1 4,896	1 11,173

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1.連結の範囲に関する事項
 - (1)連結子会社の数 2社
 - (2)主要な連結子会社の名称 株式会社ビットポイント・ホールディングス(以下「BPH」という)

(連結範囲の変更)

2022年7月1日において、BPJは、当社の連結子会社であるBPHが保有する同社の全株式を一部譲渡したことにより持分比率が低下したため、同日をもって、連結の範囲から除外し持分法適用の関連会社としております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1)持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 -社
- (2)持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(持分法適用範囲の変更)

2023年3月31日において、BPJは、当社の連結子会社であるBPHが保有する同社の残りすべての株式を譲渡したことに伴い、持分法適用の範囲から除外しております。

3.連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度においてBPHは事業年度の末日を3月31日から12月31日に変更しております。連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

- 4.会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り 込む方法によっております。

デリバティブ

時価法を採用しております。

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

自動車事業 : 主として個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっており

ます。

レジリエンス事業 : 主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によってお

ります。

暗号資産に係る会計処理の方法

(1) 暗号資産の期末評価

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(2) 暗号資産の取引に係る損益

暗号資産の取引に係る損益(評価損益を含む)は、連結損益計算書上純額で売上高に表示しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法を採用 しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物3~15年車両運搬具2~3年工具器具備品2~10年

無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については 個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

・エネルギー事業

エネルギー事業においては、主に顧客の電力消費に対応する電力供給を行うサービスを提供しております。契約期間にわたり顧客に電力供給を行うにつれて履行義務が充足されることから、経過時点における役務提供に応じて収益を認識しております。

・自動車事業

自動車事業においては、主に顧客の需要に沿った車両の販売を行うものであり、顧客に車両を引き渡す履行義務を負っております。当社が引き渡した車両を顧客が検収した時点で当該車両に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

・レジリエンス事業

商品・製品販売

主に需要に沿ったエネルギー関連商材および感染症対策商材等の販売を行うものであり、顧客に商品・製品を引き渡す履行義務を負っております。当社が引き渡した商品・製品を顧客が検収した時点で当該商品・製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

省エネコンサルティング

主に行政機関が行っている補助金制度等の申請に係る支援業務を行うものであり、当該支援業務を行う履行義務を負っております。当該履行義務の充足は、補助金等の交付決定があった日の一時点で認識しております。これは、支援を実施した申請に対して補助金等の交付決定がなされたことをもって履行義務が完了したものとする内容の契約を顧客と締結しているからであり、申請の完了で履行義務が充足されるものではなく、一定期間にわたり履行義務が充足されるものでもないためです。

また、金融関連事業における対価が暗号資産であるコンサルティング売上については、契約日の当該暗号資産の時価により取引価格を算定しております。

(5) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

- 1.棚卸資産の評価
- (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
商品	251百万円	221百万円
製品	94百万円	16百万円
原材料及び貯蔵品	126百万円	69百万円
棚卸資産評価損(売上原価)	74百万円	145百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

収益性の低下の事実を反映するように、品目ごとに過去の販売実績等をもとに将来の販売見込数量を見積も

り、当該見込み数量を上回る棚卸資産について、簿価の切下げの対象とすべき滞留在庫としております。

棚卸資産の将来の販売見込数量の見積りは、景気動向や顧客ニーズの変化等の外部環境の変動によって影響を受ける可能性があり、販売見込数量の見積りが想定を下回った場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に 重要な影響を与える可能性があります。

2.エネルギー事業の検針日から決算日までの未検針期間の収益の見積り計上 連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」の2.に記載した内容と同一であります。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が少なくとも一定期間以上続くとの仮定のもと、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき会計上の見積りを会計処理に反映しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱いの適用)

「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号 2018年3月14日)に従った会計処理を行っております。仮想通貨に関する注記は以下のとおりであります。なお、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第28号)により資金決済法が改正され、「仮想通貨」は「暗号資産」に呼称変更されており、以下の注記では「暗号資産」と記載しております。

(1) 暗号資産の連結貸借対照表計上額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
保有する暗号資産(預託者から預かっている暗号資産を除く)	6,140百万円	120百万円
預託者から預かっている暗号資産	46,097百万円	- 百万円
合 計	52,237百万円	120百万円

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

活発な市場が存在する暗号資産

	前連結会 (2022年 3		当連結会計年度 (2023年 3 月31日)	
種類	保有数量(単位)	連結貸借対照表 計上額	保有数量(単位)	連結貸借対照表 計上額
ビットコイン	3,179 BTC	18,019百万円	-	- 百万円
ビットコイン キャッシュ	10,392 BCH	470百万円	-	- 百万円
イーサリアム	25,836 ETH	10,572百万円	-	- 百万円
ライトコイン	25,612 LTC	389百万円	-	- 百万円
リップル	44,331,136 XRP	4,487百万円	-	- 百万円
ベーシックア テンション トークン	3,576,305 BAT	387百万円	-	- 百万円
トロン	153,090,635 TRX	1,398百万円	-	- 百万円
ジャスミー	1,521,666,917 JMY	6,537百万円	-	- 百万円
エイダ	44,262,001 ADA	6,393百万円	-	- 百万円
チェーンリン ク	54,094 LNK	114百万円	ı	- 百万円
ポルカドット	78,548 DOT	211百万円	-	- 百万円
ディープコイ ン	175,570,634 DEP	631百万円	255,000,000 DEP	120百万円
テザー	21,430,572 USDT	2,622百万円	-	- 百万円

(連結貸借対照表関係)

売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額はそれぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年 3 月31日)	当連結会計年度 (2023年 3 月31日)
	1,768百万円	3,607百万円
契約資産	203百万円	454百万円

売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項 (収益認識関係)3.(1)契約資産の残高等」に記載しております。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 期末棚卸高は収益性の低下にともなう簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
74百万円	145百万円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
給与手当	906百万円	752百万円
賞与	125百万円	373百万円
広告宣伝費	1,302百万円	261百万円
販売促進費	585百万円	93百万円
業務委託費	238百万円	160百万円
支払手数料	208百万円	207百万円
貸倒引当金繰入額	44百万円	150百万円

4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
ソフトウェア	- 百万円	59百万円
計	- 百万円	

5 関係会社株式売却益の内容は、次のとおりであります。

当社の連結子会社であったBPJの株式について、2022年7月1日付でその一部を、2023年3月31日付で残りすべてを譲渡したことによるもので、それぞれ8,226百万円、695百万円であります。

6 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
車両運搬具及び工具器具備品	0百万円	- 百万円
ソフトウェア	18百万円	- 百万円
計		

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	98,254,000	18,276,700	-	116,530,700

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権行使による増加

18,276,700株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	60,000	-	-	60,000

3.新株予約権等に関する事項

A +1 47	A + 1 - 5 - 1				当連結会計		
会社名	会社名 内訳	目的となる 株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	年度末残高 (百万円)
	2016年 6 月23日決 議新株予約権	普通株式	56,500	-	56,500	-	-
	第11回新株予約権	普通株式	1,209,800	-	-	1,209,800	10
 提出会社	第14回新株予約権	普通株式	2,360,000	-	950,000	1,410,000	3
(親会社)	第15回新株予約権	普通株式	3,675,400	-	3,675,400	-	-
	第16回新株予約権	普通株式	3,289,500	-	3,289,500	-	-
	第17回新株予約権	普通株式	-	2,680,000	50,000	2,630,000	5
	第18回新株予約権	普通株式	-	10,309,300	10,309,300	-	-
	合計		10,591,200	12,989,300	18,330,700	5,249,800	18

- (注) 1.目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
 - 2.目的となる株式の数の変動事由の概要

2016年6月23日決議新株予約権の減少は、消却によるものであります。

第14回新株予約権、第15回新株予約権及び第16回新株予約権の減少は権利行使によるものであります。

第17回新株予約権及び第18回新株予約権の増加は発行によるもので、減少は権利行使によるものであります。

4.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	116,530,700	6,187,100	-	122,717,800

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権行使による増加

6,187,100株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	60,000	4,000,000	-	4,060,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

2022年5月13日の取締役会決議による自己株式の取得

4,000,000株

3.新株予約権等に関する事項

A +1 47	++0			当連結会計			
会社名	会社名 内訳		当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	年度末残高 (百万円)
	第11回新株予約権	普通株式	1,209,800	1	975,100	234,700	1
提出会社	第14回新株予約権	普通株式	1,410,000		1,350,000	60,000	0
(親会社)	第17回新株予約権	普通株式	2,630,000		2,570,000	60,000	0
	第19回新株予約権	普通株式	•	2,770,000	1,292,000	1,478,000	4
	合計		5,249,800	2,770,000	6,187,100	1,832,700	6

- (注) 1.目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
 - 2.目的となる株式の数の変動事由の概要

第11回新株予約権、第14回新株予約権及び第17回新株予約権の減少は権利行使によるものであります。 第19回新株予約権の増加は発行によるもので、減少は権利行使によるものであります。

4.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年 5 月12日 取締役会	普通株式	237百万円	利益剰余金	2 円	2023年3月31日	2023年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金及び預金	4,896百万円	11,173百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	- 百万円	- 百万円
現金及び現金同等物	4,896百万円	11,173百万円

2 株式の売却により連結子会社ではなくなった会社がある場合には、当該会社の資産及び負債の主な内訳

流動資産	37,148百万円
固定資産	260
流動負債	29,113
固定負債	0
非支配株主持分	4,065
株式売却益	8,226
ビットポイントジャパン株式の売却価格	12,457
ビットポイントジャパンの現金及び現金同等物	3,769
差引:売却による収入	8,688

(リース取引関係)

1.ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 主として、サーバ(工具器具備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の安全性を第一とし、流動性、収益性、リスク分散を考慮した運用を 行うものとしております。

デリバティブ取引は、後述の市場リスクを回避するために利用しており、原則として投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権等は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務等は、ほとんどが翌月現金及び預金にて支払っております。自己保有暗号資産は市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、当社事務所等に関するもののほか、電力小売事業に関する取引保証金、金融関連事業における取引証拠金となっており、これらは相手先の信用リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、エネルギー事業における電力価格変動によるリスクヘッジをすることを目的とした電力先物取引を利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

稟議規程等に従い、営業債権等については管理部門が定期的にモニタリングを行い、相手先毎に残高を把握し 管理を行っており、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めリスクの軽減を図っております。

流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

また、暗号資産の借入については、財務状況等に照らし借入許容水準を設定し、借入計画に基づき借入量を管理するとともに、借入対象となっている暗号資産の時価・流通量等を適時把握し、返還計画にあわせて要返還数量を適宜調達・保有するなどの方法により管理しております。

市場リスク(市場価格の変動に係るリスク)の管理

適時に時価を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引は、執行部門および管理部門を定めて実施しております。また、信用度の高い取引相手を選択しており、信用リスクは極めて低いと判断しております。なお、ヘッジ会計は適用しておりません。

2.金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2022年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 利用者暗号資産	46,097	46,097	-
(2) 自己保有暗号資産	4,969	4,969	-
(3) 差入保証暗号資産	1,170	1,170	-
資産計	52,237	52,237	-
(1) 預り暗号資産	46,097	46,097	-
(2) 借入暗号資産	2,028	2,028	-
負債計	48,125	48,125	-
デリバティブ取引	1,006	1,006	-

当連結会計年度(2023年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
自己保有暗号資産	120	120	-
資産計	120	120	-
デリバティブ取引	(51)	(51)	-

- (1)「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済 されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2)市場価格のない金融商品は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	2022年 3 月31日	2023年 3 月31日
非上場株式	171	174
出資金	266	250
敷金及び保証金	688	1,389

(3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2022年3月31日)

80ÆMIAHT-12(2022-7-37)31-11)	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,896	-	-	-
売掛金	1,768	-	-	-
合計	6,664	-	-	-

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,173	-	•	-
売掛金	3,607	-	-	-
合計	14,781	-	-	-

3.金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定

の基礎となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係る

インプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2022年3月31日)

ET ()	時価(百万円)			
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
利用者暗号資産	46,097	-	-	46,097
自己保有暗号資産	4,969	-	-	4,969
差入保証暗号資産	1,170	-	-	1,170
デリバティブ取引				
商品関連	-	1,006	-	1,006
資産計	52,237	1,006	-	53,244
預り暗号資産	46,097	-	-	46,097
借入暗号資産	2,028	-	-	2,028
負債計	48,125	-	-	48,125

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
自己保有暗号資産	120	-	-	120
資産計	120	-	-	120
デリバティブ取引				
商品関連	-	51	-	51
負債計	-	51	-	51

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

暗号資産

自己保有暗号資産は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

これらの時価は、取引先等から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他の有価証券は、すべて市場価格のない株式等であるため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

商品関連

前連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	商品先物取引				
市場取引	エネルギー				
	買建	1,563	-	1,006	1,006
	合計	1,563	-	1,006	1,006

当連結会計年度(2023年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	商品先物取引				
市場取引	エネルギー				
	買建	3	-	(51)	(51)
	合計	3	-	(51)	(51)

(ストック・オプション等関係)

1.権利不行使による失効により利益として計上した金額及び科目名

MITTICES OXMICS THIECO		
	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
	至 2022年 3 月31日)	至 2023年3月31日)
営業外収益(その他)	0百万円	- 百万円

- 2.ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) ストック・オプションの内容

第11回新株予約権

会社名	提出会社	
決議年月日	2019年5月22日(注)1・(注)2	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 156名 当社子会社取締役 6名 当社子会社従業員 4名	
株式の種類及び付与数	普通株式 1,209,800株	
付与日	2019年7月1日	
権利確定条件	(注) 3	
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	
権利行使期間	2020年4月1日~2023年3月31日	

- (注) 1.自社株式オプションであります。
 - 2.公正価値に基づく有償付与であります。
 - 3. 当社の普通株式の取引終値が一度でも700円以上となった場合。

第14回新株予約権

会社名	提出会社	
決議年月日	2020年6月26日(注)1・(注)2	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社従業員 6名 当社子会社取締役 4名 当社子会社従業員 3名	
株式の種類及び付与数	普通株式 2,360,000株	
付与日	2020年8月7日	
権利確定条件	(注) 3	
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	
権利行使期間	2020年11月1日~2024年3月31日	

- (注) 1.自社株式オプションであります。
 - 2.公正価値に基づく有償付与であります。
 - 3. 当社の普通株式の取引終値が一度でも150円以上となった場合。

第17回新株予約権

N2.1. 1 001 101 1 W 21 E		
会社名	提出会社	
決議年月日	2021年4月22日(注)1・(注)2	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 10名 当社子会社取締役 2名	
株式の種類及び付与数	普通株式 2,680,000株	
付与日	2021年 6 月 4 日	
権利確定条件	(注)3	
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	
権利行使期間	2021年9月1日~2025年3月31日	

- (注) 1.自社株式オプションであります。
 - 2.公正価値に基づく有償付与であります。
 - 3. 当社の普通株式の取引終値が一度でも350円以上となった場合。

第19回新株予約権

会社名	提出会社	
決議年月日	2022年4月14日(注)1・(注)2	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 10名 当社子会社取締役 3名 当社子会社従業員 1名	
株式の種類及び付与数	普通株式 2,770,000株	
付与日	2022年 5 月 2 日	
権利確定条件	(注) 3	
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	
権利行使期間	2022年 5 月16日 ~ 2025年12月31日	

- (注) 1.自社株式オプションであります。
 - 2.公正価値に基づく有償付与であります。
 - 3. 当社の普通株式の取引終値が一度でも500円以上となった場合。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

第11回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2019年 5 月22日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	1,209,800
付与	
失効	
権利確定	1,209,800
未確定残	
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	
権利確定	1,209,800
権利行使	975,100
失効	
未行使残	234,700

第14回新株予約権

No. : Hattleton Wille		
会社名	提出会社	
決議年月日	2020年 6 月26日	
権利確定前(株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	1,410,000	
権利確定		
権利行使	1,350,000	
失効		
未行使残	60,000	

第17回新株予約権

会社名	提出会社	
決議年月日	2021年 4 月22日	
権利確定前(株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	2,630,000	
権利確定		
権利行使	2,570,000	
失効		
未行使残	60,000	

第19回新株予約権

会社名	提出会社		
決議年月日	2022年 4 月14日		
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与	2,770,000		
失効			
権利確定	2,770,000		
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末			
権利確定	2,770,000		
権利行使	1,292,000		
失効			
未行使残	1,478,000		

単価情報

第11回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2019年 5 月22日
権利行使価格(円)	388
行使時平均株価(円)	575
付与日における公正な評価単価(円)	835

第14回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2020年 6 月26日
権利行使価格(円)	94
行使時平均株価(円)	513
付与日における公正な評価単価(円)	254

第17回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2021年 4 月22日
権利行使価格(円)	178
行使時平均株価(円)	500
付与日における公正な評価単価(円)	192

第19回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2022年 4 月14日
権利行使価格(円)	319
行使時平均株価(円)	521
付与日における公正な評価単価(円)	285

3.ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第19回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 モンテカルロ・シュミレーション

主な基礎数値及び見積方法

		第19回新株予約権
株価変動性	(注)1	80.3%
予想残存期間	(注)2	3.7年
予想配当	(注)3	0円/株
無リスク利子率	(注)4	0.0%

- (注) 1.2018年7月から2022年4月までの株価実績に基づき算定しております。
 - 2.権利行使期間を採用しております。
 - 3.直近の配当実績によっております。
 - 4.オプション期間と同年度の年限を有する日本国債の利回りであります。

4.ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年 3 月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	1,851百万円	1,997百万円
投資有価証券評価損	124百万円	77百万円
出資金評価損	54百万円	- 百万円
貸倒引当金	36百万円	60百万円
未払事業税	156百万円	36百万円
その他	108百万円	72百万円
繰延税金資産小計	2,331百万円	2,244百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	1,701百万円	1,997百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当 額	330百万円	247百万円
評価性引当額小計	2,032百万円	2,244百万円
繰延税金資産合計	299百万円	- 百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内	1年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
税務上の繰越欠損金 ()	1	0	1	-	5	1,846	1,851
評価性引当額	-	0	-	-	5	1,696	1,701
繰延税金資産	-		-	-	-	149	149

- 1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- 2 税務上の繰越欠損金1,851百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産149百万円を計上しております。当該繰延税金資産149百万円は、連結子会社BPJにおける税務上の繰越欠損金の残高1,288百万円(法定実効税率を乗じた額)の一部について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当金を認識しておりません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内	1年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	1	-	5	11	1,980	1,997
評価性引当額	-	-	-	5	11	1,980	1,997
繰延税金資産 (2)	-	-	-	-	-	-	-

- 1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- 2 税務上の繰越欠損金1,996百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産を計上しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年 3 月31日)	当連結会計年度 (2023年 3 月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
評価性引当金の増減	16.5%	20.0%
持分法による投資損益	- %	0.5%
その他	1.3%	1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.4%	55.0%

(企業結合等関係)

(連結子会社の株式の売却)

当社は、2022年7月1日付で、当社の連結子会社である株式会社ビットポイントジャパン(以下「BPJ」といいます。)の株式の一部をSBIファイナンシャルサービシーズ株式会社へ売却いたしました。また、本件株式売却に伴い、BPJは、連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しております。

なお、その後当社は、2023年3月31日付で、BPJ株式の残りすべてをSBICAH合同会社へ売却し、BPJは持分法適用関連会社から除外されております。

1.事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社

(2)分離した事業の内容

暗号資産取引所・販売所の運営等

(3)事業分離を行った主な理由

当社グループでは、SBIグループが持つ地域金融機関とのネットワークやファイナンス機能によるエネルギー事業等における協業により事業伸長の可能性が高いこと、また、SBIグループで展開している暗号資産関連事業やメタバース領域等での新しい取り組みにおいても当社グループとのシナジーが大きいことから、包括的な業務提携を結ぶことで、当社グループ事業の安定と更なる企業価値増大が実現できると考え、本件株式売却を実施いたしました。

(4)事業分離日

2022年7月1日(株式売却日)

(5)法的形式を含むその他取引の概要に関する事項 受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1)移転損益の金額

関係会社株式売却益

8,226 百万円

(2)移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	37,148 百万円
固定資産	260
資産合計	37,409
流動負債	29,113
固定負債	-
負債合計	29,113

(3) 会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と売却額との差額を関係会社株式売却益として特別利益に計上しております。

3.分離した事業が含まれていた報告セグメント 金融関連事業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高累計期間意業利益458

5.親会社が交換損益を認識した子会社の企業結合において、当該子会社の株式を関連会社株式として保有する 以外に継続的関与がある場合には、当該継続的関与の概要 2023年3月31日現在、当社の監査等委員である取締役1名が当該会社の監査役を兼任しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィス退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる 金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
期首残高	3百万円	
有形固定資産の取得等に伴う増加額	26百万円	- 百万円
資産除去債務の戻入による減少額	- 百万円	百万円
期末残高	29百万円	

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

		報告セグメント							
	エネルギー 事業	自動車 事業	レジリエンス 事業	金融関連 事業	その他 事業	計			
一時点で移転される財及びサービス	1	4,542	700	-		5,242			
一定の期間にわたり移転される財及び サービス	12,672	-	-	128	70	12,871			
顧客との契約から生じる収益	12,672	4,542	700	128	70	18,114			
その他の収益	-	-	-	10,639	-	10,639			
外部顧客への売上高	12,672	4,542	700	10,767	70	28,753			

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

		報告セグメント							
	エネルギー 事業	自動車 事業	レジリエンス 事業	金融関連 事業	その他 事業	計			
一時点で移転される財及びサービス	-	5,911	637	-	-	6,549			
一定の期間にわたり移転される財及び サービス	25,269	-	-	160	41	25,472			
顧客との契約から生じる収益	25,269	5,911	637	160	41	32,021			
その他の収益	-	-	-	767	-	767			
外部顧客への売上高	25,269	5,911	637	928	41	32,789			

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(エネルギー事業)

エネルギー事業においては、顧客と電力需給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。当該契約は、電力需給契約書における顧客との契約条件に基づいて一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足に応じて売上高を認識しております。

当事業は、検針によって顧客の消費電力量を把握し、当該消費電力量に基づき顧客に請求を行うとともに売上を計上しております。しかしながら、検針日と決算日は必ずしも一致しておらず、また、検針により確定した電力供給量に進捗度の見積りは存在しないことから検針日から決算日に至るまでの期間に相当する見積りは、過去の平均的な電力供給量に基づく電力料金を基礎として行っております。当該情報に基づいて計上された前連結会計年度における売上高は203百万円であり、当連結会計年度における売上高は413百万円であります。

売上高は、顧客と締結した契約内容において約束された対価及び燃料費調整額等を考慮した金額で測定しております。対価は、電力の供給から1年以内のため、金融要素に係る調整は行っておりません。また、当社と顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

(自動車事業)

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)「4.会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(レジリエンス事業)

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)「4.会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準 」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年 度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関 する情報

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(1) 契約資産の残高等

(単位:百万円)

	前連結会計年度					
	期首残高	期末残高				
顧客との契約から生じた債権	1,516	1,768				
契約資産	-	203				

契約資産は、エネルギー事業における顧客との電力供給契約について、期末日時点で履行義務は完了しているものの、未請求である電力供給サービスに係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該電力供給サービスに関する対価は、電力需給約款に従い、検針日後に請求し、請求月の翌月末日までに受領しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(1) 契約資産の残高等

(単位:百万円)

		(
	当連結会計年度						
	期首残高	期末残高					
顧客との契約から生じた債権	1,768	3,607					
契約資産	203	454					

契約資産は、エネルギー事業における顧客との電力供給契約について、期末日時点で履行義務は完了しているものの、未請求である電力供給サービスに係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該電力供給サービスに関する対価は、電力需給約款に従い、検針日後に請求し、請求月の翌月末日までに受領しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

ります。

1.報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するための定期的な検討を行う対象となっているものであります。 当社グループは、事業分野ごとの特性に応じた業務執行体制をとっております。当社グループの報告セグメントは、事業会社(連結ベース)を大きな単位とし、それらに属するサービスおよび製商品別に識別されております。 なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示してお

各報告セグメントに属するサービスおよび製商品は次のとおりであります。

(エネルギー事業)

エネルギー事業は、電力小売事業であります。

(自動車関連事業)

中古車売買に関するコンサルティング、中古車売買等であります。

(レジリエンス事業)

レジリエンス事業は、エネマネ事業者として省エネルギー設備・システム等の提案や省エネルギーに係る投資に対して交付される補助金申請支援を行うほか、MA-T System関連の「すごい水」及び「SUGOMIZUマウスウォッシュ」並びに家庭用蓄電池システム(remixbattery)の販売も行っております。

(金融関連事業)

金融関連事業は、当社が保有する暗号資産事業に関連した投資についての収益費用であります。

(その他事業)

当社で行っているマーケティングコンサルティング事業や新規事業が含まれております。

2.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。なお、「セグメント間の内部売上高又は振替高」は、市場実勢価格および原価を基準に決定した価格に基づき算定することとしております。

これまで連結子会社として金融関連事業に含まれていたBPJの業績は、持分の51%をSBIホールディングス株式会社のグループ会社に売却することによって、2022年7月1日よりBPJが持分法適用関連会社になりましたが、BPJの業績を引き続き金融関連事業セグメントに含めるために、第1四半期連結会計期間より、セグメント損益を営業損益から経常損益に変更しております。その後BPJは、2023年3月31日付で残りすべての株式を譲渡したことにより、持分法適用の範囲から除外しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の表示区分により作成したものを記載しております。

3.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報 前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

				\-	<u> </u>			
報告セグメント								連結財務
	エネルギー 事業	自動車 事業	レジリエンス 事業	金融 関連事業	その他 事業	計	(注) 1	諸表計上額 (注)2
売上高								
外部顧客への売上高	12,672	4,542	700	10,767	70	28,753	-	28,753
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	0	-	0	0	-
計	12,672	4,542	700	10,767	70	28,753	0	28,753
セグメント利益又はセグメ ント損失()	1,670	19	228	7,552	0	9,015	842	8,173
セグメント資産	3,778	419	402	66,220	210	71,031	1,937	72,968
その他の項目								
減価償却費	7	-	0	205	0	213	15	229
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	7	-	0	205	-	214	75	289

- (注) 1.調整額は下記の通りであります。
 - (1)セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 842百万円は、主に各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2)セグメント資産の調整額1,937百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産9,901百万円、資本連結消去額 3,720百万円、債権債務消去額 4,243百万円であります。
 - (3)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額75百万円は、各報告セグメントに配分していない全社 資産であります。
 - 2. セグメント利益又はセグメント損失()の合計は、連結財務諸表の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

			<u>іж • ш/ліл/</u>					
			調整額	連結財務				
	エネルギー 事業	自動車 事業	レジリエンス 事業	金融 関連事業	その他 事業	計	(注) 1	諸表計上額 (注)2
売上高								
外部顧客への売上高	25,269	5,911	637	928	41	32,789	-	32,789
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	0	-	0	0	-
計	25,269	5,911	637	928	41	32,789	0	32,789
セグメント利益又はセグメ ント損失()	466	23	162	15	53	644	1,078	1,722
セグメント資産	5,365	451	253	5,324	111	11,506	7,765	19,271
その他の項目								
減価償却費	19	-	2	227	-	249	19	268
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	68	-	26	170	-	265	35	300

- (注) 1.調整額は下記の通りであります。
 - (1)セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 1,078百万円は、主に各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2)セグメント資産の調整額7,765百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産8,031百万円、資本連結消去額 101百万円、債権債務消去額 165百万円であります。
 - (3)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額35百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
 - 2.セグメント利益又はセグメント損失()の合計は、連結財務諸表の経常損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等の 所有(被 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高(百万円)					
				当社			ストックオプ ションの権利行 使 (注1)	326 (3,200,000株)	-	-					
役員	小田 玄紀	-	-	代表	(被所有)	-	資金の貸付 (注2)	326							
			4X師1又	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4X种1文	取締役	直接0.99%	直接0.99%	直接0.99%	且接U.99%		資金の回収 (注2)	326		
										利息の受取 (注2)	0	-	-		
役員	高橋 由彦	-	,	当社取締役	(被所有) 直接0.00%	-	ストックオプ ションの権利行 使 (注1)	35 (132,000株)	-	-					
 役 員	田代 卓 (注3)	-	-	当社 子会社 取締役	-	-	ストックオプ ションの権利行 使 (注1)	31 (100,000株)	-	-					

- (注) 1.新株予約権の行使は、第11回新株予約権、第14回新株予約権、第17回新株予約権及び第19回新株予約権のうち、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株 予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。
 - 2.資金の貸付については、ストック・オプションの権利行使によるものであります。なお、資金の貸付と回収は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - 3.2022年7月1日付で当社がBPJの株式の一部を譲渡したことに伴い、関連当事者ではなくなっております。なお、取引金額については関連当事者であった期間の金額を記載し、職業、期末残高については関連当事者に該当しなくなった時点のものを記載しております。
- (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所 在 地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等の 所有(被 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連	(株) ビット	東京		金融	(所有)	役員の	固定資産の売却 (注2・4)	648	-	-
会社	ポ イ ン ト ジャパン	都港区	100	関連 事業	間接49%	兼務等	暗号資産の購入 (注3)	194	自己保 有暗号 資産	120

- (注) 1.BPJについては、2022年7月1日及び2023年3月31日付で、BPHが保有するBPJ株式が全部譲渡されたことに伴い、決算日現在、当社の関連会社には該当しなくなっております。このため、取引金額は関連当事者であった期間の金額を、種類、議決権等の被所有割合及び期末残高は関連当事者でなくなった時点のものを、それぞれ記載しております。
 - 2.BPHが保有・管理していたソフトウェア等をBPJに売却したものであり、譲渡価額は当該資産の現在価値を勘案し、決定しております。
 - 3.BPJが保有する暗号資産について、市場価格により購入したものであります。
 - 4.固定資産の売却取引に関連して、BPHとBPJの間に残存していた債権と債務を精算するために、未収入金754百万円と未払金754百万円の相殺処理を行っております。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	121.03円	141.75円
1株当たり当期純利益	64.05円	27.32円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	63.26円	27.17円

(注) 1.1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	6,913	3,267
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,913	3,267
普通株式の期中平均株式数(株)	107,938,410	119,593,968
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,353,338	664,170
(うち新株予約権(株))	(1,353,338)	(664,170)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当た り当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要		-

2.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年 3 月31日)	当連結会計年度 (2023年 3 月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	14,114	16,826
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	18	6
(うち新株予約権)(百万円)	(18)	(6)
(うち非支配株主持分)(百万円)	1	1
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	14,096	16,819
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	116,470,700	118,657,800

(重要な後発事象)

(資本金及び資本準備金の額の減少)

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、「資本金及び資本準備金の額の減少の件」を2023年6月28日開催予定の第20期定時株主総会(以下「本株主総会」という。)に付議することを決議いたしました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当社は、企業価値の持続的な成長を実現するための経営戦略の一環として、事業規模に応じた適切な税制を通じて財務の健全性を維持しつつ、今後の資本政策の柔軟性および機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び448条第1項の規定に基づき資本金及び資本準備金の額の減少を行うことといたしました。

本件は減少した資本金及び資本準備金の額を「その他資本剰余金」に振り替えるものであることから、「純 資産の部」における勘定科目間の振替処理で、当社の純資産に変動を生じるものではなく、発行済株式総数に つきましても変動がないため、1株当たりの純資産及び株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではあ りません。

2. 資本金の額の減少の内容

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。資本金の額の減少におきましては、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみ減少いたします。

(1)減少する資本金の額

資本金 7,877,955,028円のうち7,867,955,028円

(2)増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 7,867,955,028円

3. 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。資本準備金の額の減少におきましては、発行済株式総数の変更は行わず、資本準備金の額のみ減少いたします。

(1)減少する準備金の額

資本準備金 697,517,242円のうち687,517,242円

(2)増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 687,517,242円

4. 資本金及び資本準備金の関する日程(予定)

(1)取締役会決議日
 (2)債権者異議申述公告日
 (3)債権者異議申述最終期日
 (4)本株主総会決議日
 2023年5月25日
 2023年6月26日
 2023年6月28日

(5)資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生日 2023年6月30日(予定)

(事業の廃止及び報告セグメントの変更)

当社は、2023年6月22日開催の取締役会において、セグメント区分を変更することを決議いたしました。 2023年3月期のセグメント情報における報告セグメントは、「エネルギー事業」、「自動車事業」、「レジリエンス事業」、「金融関連事業」及び「その他事業」の5つのサービスおよび製商品別のセグメントとしておりますが、金融関連事業の廃止及び自動車事業が廃止されることに伴い、2024年3月期から「エネルギー事業」、「レジリエンス事業」及び「その他事業」の3つの報告セグメントへと変更することといたしました。

金融関連事業は、2023年3月31日付でBPJ株式のすべてをSBIグループへ譲渡した後、事業ポートフォリオの再構築の推進、経営資源の集中のために2023年5月12日に取締役会決議の上、事業を廃止いたしました。これにより2024年3月期より暗号資産関連事業に係る損益は営業外損益として計上されることとなります。

自動車事業についても、経営資源の集中のために2023年2月14日の取締役会にて事業廃止の決議を行い、2023年7月中の事業廃止に向けて事業規模は縮小しております。これにより2024年3月期より自動車事業に係る損益はその他事業セグメントに計上されることとなります。

また、2022年7月1日付でBPJが持分法適用関連会社となった際にセグメント利益を営業利益から経常利益へ変更しておりましたが、金融関連事業の廃止に伴い、セグメント利益を経常利益から営業利益へ変更することといたしました。

なお、変更後の報告セグメントの区分によった場合の当連結会計年度の報告セグメントごとの売上高、利益等のより詳細な金額に関する情報は現在算定中であります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)		第 1 四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高	(百万円)	6,627	15,669	23,745	32,789
税金等調整前四半期(当期)純利益	(百万円)	258	7,869	6,784	7,258
親会社株主に帰属する四半期(当 期)純利益	(百万円)	80	3,946	3,606	3,267
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	0.67	32.75	30.08	27.32

(会計期間)		第 1 四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1 株当たり四半期純損失()	(円)	0.67	31.82	2.87	2.86

2 【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

【負借対照表】		
		(単位:百万円)
	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 (2023年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,348	6,484
売掛金	1,758	3,607
契約資産	203	454
商品	251	221
製品	94	16
原材料及び貯蔵品	126	69
前払費用	121	35
未収法人税等	-	1,173
立替金	3	2
短期貸付金	3,560	81
先物取引差金勘定	1,006	-
営業投資有価証券	370	355
その他	820	795
貸倒引当金	174	322
流動資産合計	10,491	12,974
固定資産		
有形固定資産		
建物	60	80
減価償却累計額	4	9
建物(純額)	56	71
車両運搬具	6	6
減価償却累計額	6	6
車両運搬具(純額)	0	0
工具器具備品	41	70
減価償却累計額	23	34

		(単位:百万円)_
	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 (2023年 3 月31日)
工具器具備品(純額)	17	35
有形固定資産合計	73	107
無形固定資産		
ソフトウエア	22	83
無形固定資産合計	22	83
投資その他の資産		
投資有価証券	67	70
関係会社株式	101	101
出資金	0	0
敷金及び保証金	685	1,389
固定化債権	2	2
その他	-	1
貸倒引当金	2	2
投資その他の資産合計	853	1,562
固定資産合計	949	1,752
資産合計	11,441	14,727

		(単位:百万円)
	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 (2023年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	638	520
未払金	195	269
未払費用	106	82
未払法人税等	357	-
未払消費税等	214	130
預り金	151	348
先物取引差金勘定	-	51
その他	24	37
流動負債合計	1,688	1,440
繰延税金負債	-	0
固定負債合計	-	0
負債合計	1,688	1,440
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,180	7,877
資本剰余金		
資本準備金	7,198	697
その他資本剰余金	-	2,571
資本剰余金合計	7,198	3,268
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,627	4,090
利益剰余金合計	4,627	4,090
自己株式	18	1,956
株主資本合計	9,733	13,280
新株予約権	18	6
純資産合計	9,752	13,287
負債純資産合計	11,441	14,727

【損益計算書】

₹ 1只血口 开 目 2		(単位:百万円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高		<u>.</u>
製品売上高	73	59
商品売上高	17,841	31,758
手数料売上高	61	33
その他売上高	461	11
売上高合計	18,438	31,863
売上原価		
製品期首棚卸高	2	90
当期製品製造原価	180	123
製品期末棚卸高	90	39
製品売上原価	92	175
商品期首棚卸高	132	143
当期商品仕入高	14,937	30,970
商品期末棚卸高	143	121
商品売上原価	14,925	30,992
売上原価合計	15,018	31,167
売上総利益	3,420	696
販売費及び一般管理費	1 2,366	1 2,609
営業利益又は営業損失()	1,054	1,913
営業外収益		
受取利息	2 41	2 48
受取配当金	2	5,207
雑収入	2 428	2 772
営業外収益合計	472	6,028
営業外費用		
支払利息	6	-
投資事業組合運用損	10	0
為替差損	0	-
支払手数料	<u>-</u>	2
株式交付費	15	6
新株予約権発行費	5	1
雑損失	6	2
営業外費用合計	44	14
経常利益	1,482	4,100
特別損失		
固定資産除却損	0	-
本社移転費用	4	-
特別損失合計	4	-
税引前当期純利益	1,477	4,100
法人税、住民税及び事業税	259	8
法人税等調整額	-	0
法人税等合計	259	9
当期純利益	1,218	4,090

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月 至 2023年3月3	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		96	53.6	81	65.9
労務費		-	-	-	-
経費	1	83	46.4	42	34.1
当期総製造費用		180	100.0	123	100.0
期首仕掛品棚卸高		-		-	
合計		180		123	
期末仕掛品棚卸高 当期製品製造原価		180		123	

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1 . 主な内訳は次のとおりであります。 業務委託費	76 百万円	1 . 主な内訳は次のとおりであります。 業務委託費	요구도田
未 奶安 託員 支払報酬	76 日ガロ 5 百万円	未初安託員 支払報酬	6 百万円 2 百万円

(原価計算の方法)

プロジェクト毎の個別実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

			(+ III · II /) /)
		資本剰余金	利益剰余金
	資本金	次士淮/进合	その他利益剰余金
		資本準備金	繰越利益剰余金
当期首残高	5,808	5,826	5,989
会計方針の変更によ る累積的影響額			144
会計方針の変更を反映 した当期首残高	5,808	5,826	5,845
当期変動額			
新株の発行	1,371	1,371	
当期純利益			1,218
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)			
当期変動額合計	1,371	1,371	1,218
当期末残高	7,180	7,198	4,627

	株主	資本			
	自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計	
当期首残高	18	5,627	26	5,654	
会計方針の変更によ る累積的影響額		144		144	
会計方針の変更を反映 した当期首残高	18	5,772	26	5,798	
当期変動額					
新株の発行		2,743		2,743	
当期純利益		1,218		1,218	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)			7	7	
当期変動額合計	-	3,961	7	3,954	
当期末残高	18	9,733	18	9,752	

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

					(
			資本剰余金			
	資本金	次士淮供会	この 仏次 大利 合合	次士레스스스틱	その他利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	
当期首残高	7,180	7,198	-	7,198	4,627	
当期変動額						
新株の発行	697	697		697		
資本準備金からその他 資本剰余金へ振替		7,198	7,198			
欠損填補			4,627	4,627	4,627	
自己株式の取得						
当期純利益					4,090	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	697	6,501	2,571	3,929	8,718	
当期末残高	7,877	697	2,571	3,268	4,090	

	株主	資本			
	自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計	
当期首残高	18	9,733	18	9,752	
当期変動額					
新株の発行		1,395		1,395	
資本準備金からその他 資本剰余金へ振替		-		-	
欠損填補		-		1	
自己株式の取得	1,938	1,938		1,938	
当期純利益		4,090		4,090	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			12	12	
当期変動額合計	1,938	3,547	12	3,534	
当期末残高	1,956	13,280	6	13,287	

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り 込む方法によっております。

デリバティブ

時価法を採用しております。

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

自動車事業: 主として個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっており

ます。

レジリエンス事業 : 主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によってお

ります。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

但し、2016年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備含む)は定額法

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物3~15年車両運搬具2~3年工具器具備品2~10年

無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3 . 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

・エネルギー事業

エネルギー事業においては、主に顧客の電力消費に対応する電力供給を行うサービスを提供しております。 契約期間にわたり顧客に電力供給を行うにつれて履行義務が充足されることから、経過時点における役務提供 に応じて収益を認識しております。

· 自動車事業

自動車事業においては、主に顧客の需要に沿った車両の販売を行うものであり、顧客に車両を引き渡す履行 義務を負っております。当社が引き渡した車両を顧客が検収した時点で当該車両に対する支配が顧客に移転 し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

・レジリエンス事業

(1)商品・製品販売

主に需要に沿った省エネ商材および除菌商材の販売を行うものであり、顧客に商品を引き渡す履行義務を負っております。当社が引き渡した商品・製品を顧客が検収した時点で当該商品・製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(2)省エネコンサルティング

主に行政機関が行っている補助金制度等の申請業務を行うものであり、当該申請を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、補助金等の交付決定があった日の一時点で認識しております。これは、履行義務が行政機関の行っている補助金制度等の申請を行うものでありますが、一定期間にわたり充足される履行義務の要件を満たさないためであります。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1.棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
商品	251百万円	221百万円
製品	94百万円	16百万円
原材料及び貯蔵品	126百万円	69百万円
棚卸資産評価損(売上原価)	74 百万円	145百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表(重要な会計上の見積り)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. エネルギー事業の検針日から決算日までの未検針期間の収益の見積り計上

連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」の2.に記載した内容と同一であります。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
立替金	0百万円	0百万円
短期貸付金	3,560百万円	81百万円
その他(未収入金)	34百万円	209百万円
未払金	0百万円	- 百万円

(損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
給与手当	600百万円	691百万円
賞与	65百万円	374百万円
広告宣伝費	405百万円	181百万円
業務委託費	174百万円	132百万円
減価償却費	23百万円	41百万円
貸倒引当金繰入額	37百万円	156百万円
地代家賃	167百万円	122百万円
おおよその割合		
販売費	32.6%	22.1%
一般管理費	67.4%	77.9%

2. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は次のとおりであります。

	前事業年度	
	(自 2021年4月1日	ョ 事 未午及 (自 2022年4月1日
	至 2022年 3 月31日)	至 2023年3月31日)
受取利息	41百万円	48百万円
雑収入 (経営指導料)	400百万円	290百万円
雑収入(業務委託料)	- 百万円	451百万円

(有価証券関係)

前事業年度(2022年3月31日)

1. 関係会社株式

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額101百万円)は、市場価格のない株式等であるため、記載を省略しております。

2.その他有価証券

その他の有価証券は、すべて市場価格のない株式等であるため、記載を省略しております。

当事業年度(2023年3月31日)

1.関係会社株式

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額101百万円)は、市場価格のない株式等であるため、記載を省略しております。

2.その他有価証券

その他の有価証券は、すべて市場価格のない株式等であるため、記載を省略しております。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 (2023年 3 月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	485百万円	1,948百万円
貸倒引当金	54百万円	99百万円
投資有価証券評価損	124百万円	77百万円
関係会社株式評価損	1,213百万円	15百万円
その他	72百万円	5百万円
繰延税金資産小計	1,950百万円	2,213百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金	485百万円	2,213百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当 額	1,465百万円	- 百万円
評価性引当額小計	1,950百万円	2,213百万円
繰延税金資産合計	- 百万円	- 百万円

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 (2023年 3 月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に参入されない項目	-	38.9%
評価性引当額の増減	12.0%	6.8%
その他	1.0%	1.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.6%	0.2%

(企業結合等関係)

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」 に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(資本金及び資本準備金の額の減少)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	60	20	-	80	9	5	71
車両運搬具	6	-	-	6	6	-	0
工具器具備品	41	28	-	70	34	10	35
有形固定資産計	107	49	-	157	50	15	107
無形固定資産							
ソフトウェア	332	81	288	124	40	19	83
無形固定資産計	332	81	288	124	40	19	83

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア自社用ソフトウェア81百万円工具器具備品事務所備品28百万円建物本社関連20百万円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。ソフトウェア 自社用ソフトウェア

自社用ソフトウェア 288百万円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	176	167	-	19	324

⁽注)貸倒引当金の当期減少額(その他)の主な理由は、洗替えによる戻入額であります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	
株主名簿管理人	
取次所	
買取手数料	
公告掲載方法	電子公告により行います。但し、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときには、日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 (https://www.remixpoint.co.jp/ir/html/denshi.html)
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第19期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月28日関東財務局長に提出。

(2)内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第19期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月28日関東財務局長に提出。

(3)四半期報告書及び確認書

第20期第1四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月12日関東財務局長に提出。 第20期第2四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月14日関東財務局長に提出。 第20期第3四半期(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日) 2023年2月14日関東財務局長に提出。

(4)臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における決議事項)の規定に基づく臨時報告書

2022年6月29日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書

2022年9月7日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書

2023年4月6日関東財務局長に提出。

(5)自己株券買付状況報告書

2022年7月13日、2022年8月10日、2022年9月13日、2022年10月13日関東財務局長に提出。

EDINET提出書類 株式会社リミックスポイント(E05645) 有価証券報告書

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月28日

株式会社リミックスポイント 取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員

公認会計士 若尾 典 邦

指定社員 業務執行社員

公認会計士 小原 芳樹

<財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リミックスポイントの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リミックスポイント及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少について

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年5月12日開催の取締役会決議に基づき、「資本金の額の減少の件」及び「資本準備金の額の減少の件」を2023年6月28日開催の第20期定時株主総会に付議することを決議している。

2. 事業の廃止、セグメントの変更について

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年6月22日開催の取締役会決議において、翌連結会計年度より報告セグメントの区分を変更することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

棚卸資産の評価

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

株式会社リミックスポイントの当連結会計年度の連結 貸借対照表に計上されている棚卸資産(「商品」、「製品」並びに「原材料及び貯蔵品」)の合計額は307百万円となっている。

【注記事項】(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、会社は期末棚卸資産について直近の販売数量及び将来の見込販売数量を見積り、将来的に販売による回収が見込めない金額について回収可能な額まで帳簿価額を切下げており、また正常営業循環過程から外れた棚卸資産については、収益性の低下の事実を反映するため、取得してから一定の期間を超える場合に規則的に帳簿価額を切下げている。

将来の見込販売数量は経営者による重要な判断が伴い、棚卸資産の連結貸借対照表価額に重要な影響を及ぼす可能性があり、また一定の仮定に基づいて帳簿価額の切下げを行っているが、当該仮定が滞留在庫の収益性の低下を適切に反映していないリスクがある。

以上から、当監査法人は、棚卸資産の評価が、当連結会計年度の財務諸表監査において重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

当監査法人は、棚卸資産の評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。

- ・棚卸資産の評価に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。
- ・棚卸資産の評価方針に使用した仮定の合理性を評価する ため、過去の棚卸資産の評価結果と当期の販売実績の比 較検討を行った。
- ・滞留在庫について、棚卸資産年齢表を入手し、前期に入 手した棚卸資産年齢表が適切に引き継がれ、更新されて いることを確かめた。
- ・将来の見込販売数量について、過去の販売実績等との 比較、現在および将来の市場環境について経営者に質 問を行い、総合的に勘案して不合理な点がないことを 確かめた。
- ・期末在庫について、市場価格が期末帳簿価額を上回って いることを、同業他社の商品販売価格との比較により確 かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すると、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続 を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎とな る取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査 意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講 じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した 事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止 されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上 回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社リミックスポイントの2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社リミックスポイントが2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び 適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内 部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講 じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月28日

株式会社リミックスポイント 取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

 指定社員
 公認会計士
 若
 尾
 典
 邦

 指定社員
 公認会計士
 小
 原
 芳
 樹

 業務執行社員
 公認会計士
 小
 原
 芳
 樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リミックスポイントの2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リミックスポイントの2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年5月12日開催の取締役会決議に基づき、「資本金の額の減少の件」及び「資本準備金の額の減少の件」を2023年6月28日開催の第20期定時株主総会に付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

棚卸資産の評価				
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応			

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(棚卸資産の評価)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかど うかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計 事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講 じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。